

平成22年第1回

三重県議会定例会会議録

(2 月 26 日)
(第 4 号)

平成22年第1回

三重県議会定例会会議録

第4号

○平成22年2月26日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成22年2月26日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議提議案第1号
〔提案説明〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議提議案第1号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	49名		
1	番	長田	隆尚
2	番	津村	衛
3	番	森野	真治
4	番	水谷	正美
5	番	杉本	熊野
6	番	村林	聡
7	番	小林	正人
8	番	奥野	英介

9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三
12	番	後	藤	健	一
13	番	辻		三千	宣
14	番	笹	井	健	司
15	番	中	村		勝
16	番	稲	垣	昭	義
17	番	北	川	裕	之
18	番	服	部	富	男
19	番	末	松	則	子
20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	真	弓	俊	郎
25	番	舘		直	人
26	番	日	沖	正	信
27	番	前	田	剛	志
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
31	番	前	野	和	美
32	番	水	谷		隆
33	番	野	田	勇喜	雄
34	番	岩	田	隆	嘉
35	番	貝	増	吉	郎
36	番	山	本		勝

37	番	森	本	繁	史
38	番	吉	川		実
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央
41	番	中	村	進	一
43	番	西	塚	宗	郎
44	番	萩	野	虔	一
45	番	永	田	正	巳
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美
49	番	萩	原	量	吉
50	番	藤	田	正	美
(51)	番	欠			員)
(52)	番	欠			員)
(42)	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		大	森	秀	俊
書記(事務局次長)		高	沖	秀	宣
書記(議事課長)		青	木	正	晴
書記(企画法務課長)		永	田	慎	吾
書記(議事課副課長)		米	田	昌	司
書記(議事課主幹)		山	本	秀	典
書記(議事課主査)		平	井	靖	士

会議に出席した説明員の職氏名

知	事	野	呂	昭	彦
---	---	---	---	---	---

副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治
政 策 部 長	小 林 清 人
総 務 部 長	植 田 隆
防災危機管理部長	東 地 隆 司
生活・文化部長	安 田 正
健康福祉部長	堀 木 稔 生
環境森林部長	渡 邊 信一郎
農水商工部長	真 伏 秀 樹
県土整備部長	北 川 貴 志
政 策 部 理 事	山 口 和 夫
政策部東紀州対策局長	小 林 潔
政 策 部 理 事	藤 本 和 弘
健康福祉部理事	浜 中 洋 行
健康福祉部子ども局長	太 田 栄 子
環境森林部理事	岡 本 道 和
農水商工部理事	林 敏 一
農水商工部観光局長	辰 己 清 和
県土整備部理事	長 野 守
企 業 庁 長	高 杉 晴 文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和
政策部副部長兼総括室長	竹 内 望
総務部副部長兼総括室長	北 岡 寛 之
総務部総括室長	中 川 弘 巳
防災危機管理部副部長兼総括室長	細 野 浩
生活・文化部副部長兼総括室長	橋 爪 彰 男
健康福祉部副部長兼総括室長	亀 井 秀 樹

環境森林部副部長兼総括室長	水谷 一 秀
農水商工部副部長兼総括室長	加藤 敦 央
県土整備部副部長兼総括室長	廣田 実
企業庁総括室長	小林 源太郎
病院事業庁総括室長	稲垣 司
総務部室長	中田 和 幸
教育委員会委員長	牛場 まり子
教 育 長	向井 正 治
教育委員会事務局副教育長兼総括室長	山口 千代己
公安委員会委員長	水谷 令 子
警 察 本 部 長	河合 潔
警察本部警務部総務課長	栃木 新 一
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智 雄
人事委員会委員	岡 喜理夫
人事委員会事務局長	梶田 郁 郎
選挙管理委員会委員	宮 寄 慶 一
労働委員会事務局長	小西 正 史

午前9時59分開議

開 議

○議長（三谷哲央） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。
議提議案第1号が提出されましたので、さきに配付いたしました。
以上で報告を終わります。

追 加 提 出 議 案 件 名

議提議案第1号 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべき
ことを定める条例の一部を改正する条例案

議提議案第1号

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを
定める条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成22年2月22日

提 出 者 杉 本 熊 野
今 井 智 広
中 村 勝
服 部 富 男
中 森 博 文
真 弓 俊 郎
大 野 秀 郎
岩 田 隆 嘉
西 塚 宗 郎
中 川 正 美

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成十三年三重県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（計画期間が五年を超えるものに限る。）」を削り、同条第一号中「将来の目標を設定し、当該目標」を「政策目的」に、「施策、事業その他の手法」を「施策等」に改め、「示した」の下に「中長期的な」を加え、同条第二号中「の基本的な施策に係る計画」を「における基本的な政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画であって、県行政において特に重要なものと認められるもの」に改める。

第三条中「又は」を「、又は当該計画の基本的な方針、主要な目標、計画期間その他基本的な事項を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、県民しあわせプラン及び県民しあわせプラン第二次戦略計画はこの条例による改正後の三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（以下「新条例」という。）第二条第一号に掲げる計画とし、三重県教育振興ビジョン、三重県科学技術振興ビジョン、三重県青少年健全育成ビジョン、三重県新エネルギービジョン及び「美し国おこし・三重」三重県基本計画は同条第二号に掲げる計画とする。

3 新条例第三条の規定は、この条例の施行の日以降に策定し、又は変更する計画について適用する。

提案理由

県行政に係る基本的な計画を議会の議決すべき事件とすることにより、議会における審議及び議決を通じて当該計画へ県民の意思を一層反映させるため、議決の対象となるものについて見直し等を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

質 問

○議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。46番 山本教和議員。

〔46番 山本教和議員登壇・拍手〕

○46番（山本教和） おはようございます。

通告に従いまして、早速質問をしてみたいと思います。

1点目が、県立志摩病院についてであります。

2月16日の開会日に知事の提案説明がありました。これであります（資料を示す）。その1ページ目に、今、我が国は大きな時代の峠を迎えています。産業構造の転換や世界同時不況により、国民の間には不安感、閉塞感が漂うことになりました。私は、こうした時代の峠だからこそ、峠の向こうに将来に希望を持ち、安心して暮らすことができる社会を築いていくという視点に立つことが重要ではないか、こういうふうに言われております。司馬遼太郎の「坂上の雲」とか、また、「峠」に出てくるような、そんな文面でありませぬ。県民だれもが、どこに住もうとも、ひとしく行政サービスが受けられなければなりません。

病院問題に入る前に、パネルを少し紹介をさせていただきます。パネルを用意していただけますか。（パネルを示す）平均余命の年推移、ちょっと見にくいのですが、一番上が昭和22年、男子の平均余命50.06歳、一番上ですな。先ほど、隣の萩野先生とか西塚先生から、わたらの年代は出ていないじゃないかと、そんなことを言われましたが、ちょうど昭和22年、私どもの時代であります。それから、女性が53.96。そこからずっと参りまして2005年、男子

が78.56、女性が85.52歳ということでありますから、飛躍的に長くなったと
いうことの表でございます。

これは、やっぱり住環境の改善とか、それから、食べ物、栄養状況がよくな
ったとか、それから、あと、薬が飛躍的に改善されたとか、何よりも医学
が飛躍的に進歩した、医療の技術がよくなった、こういうことじゃないかと思
うんですね。

さて、知事は、今回の医療改革の中で、県立志摩病院を全国から注目され
るような病院にしたい、こういうことをかねがね言っておられます。地域医
療のメッカにするという、その意気込みがあろうかと思いますが、志摩病院
をどんな病院に再生させていくのか、どんなイメージを描いてみえるのか述
べていただきたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、県立志摩病院につきましては、志摩地域で唯一の
中核病院でございまして、二次救急医療の提供など中心的な役割をこれまで
担ってきておるところでございます。しかしながら、これまでもるる申し上げ
てまいりましたけれども、医師不足等によりまして十分な救急医療体制が
確保できないというような状況もあり、非常に厳しい状況でございます。そ
うしたことから、今回、指定管理者制度を導入するということにしておると
ころでございます。

県といたしましては、この制度の導入によりまして、三重大学であります
とか、あるいは指定管理者と協力して医師の確保を行い、救急医療体制であ
りますとか、産婦人科あるいは小児科、こういったところの診療体制につき
まして、期待される医療機能を回復、充実させたいと考えております。

山本議員には、先般、私の議案説明の一節をとらえられましたけれども、
私は、いつも、どういうときにも、ピンチをチャンスにしなきゃいかんと、
こういうことを申し上げてきておりますが、今申し上げましたのは、志摩病
院につきましても、こういう努力を積み重ねていくということによりまして、
県内だけでなく、他県からも地域医療に理解のある医師が集まり、志摩地域

だけでなく、県南部の僻地医療提供体制に貢献できるような、全国から注目されるような病院にぜひしていきたいと考えておるところでございます。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） 御承知のとおり、2004年の新臨床研修制度を導入する以前は、全国津々浦々に、自治体病院に医師が張りついていた、バランスがとれていた。こんなふうにして、そこに住む住民の人たちも安心して暮らすことができたんですね。ところが、この制度の導入によって医師の引き上げが始まっちゃったということで、地域医療の崩壊を招いてしまった、こういうことだと思うんですね。これによって何が起こるかということ、その地域に人が住まなくなる。人が去っていく。こういうことだと思うんですね。すなわち過疎になるということでもあります。

国も、こういう、もちろん医療費の抑制ということが第一だったんですが、この臨床研修制度によって地方が崩壊するということを知っていたのか、わかっているのか、対応が非常に遅かった。また、県も、市町も、これに対する対応が非常に遅かった。十分施策が講じ得なかったと、こんなふうには言わざるを得ない、こんなふうには思うわけでありまして。今でこそ、医師に対して修学資金の貸付金をはじめ、看護師さんや助産師さんへの支援を活発化させておるわけでありましてけれども、特に医師の養成には、非常に時間がかかる。そういう間に医師が少なくなっている、引き上げちゃう、こういうことが起こっているわけですね。

知事にお伺いするんですが、こういう悩みというのは、三重県だけじゃなくて、東京都は別でしょうが、47都道府県、どこの地域でも一緒の悩みを持っていると思うんですね。知事会でもいろんな議論がされていると思うんですが、どのような議論がされて、国に対してどんな提言を今までしてきたのか述べていただきたいと思っております。

○知事（野呂昭彦） 今、2004年の臨床研修制度の改革から医師不足が顕著になったということでもありますけれども、私は、やはり、もっと長い、ずっと前から、少なくとも1980年代ぐらいから、日本では医師がもう過剰なんだと

というようなことを盛んに言いまして、それから医師の養成数を抑えてくるといふ状況が出てきたわけでありまして。そして、小泉内閣になりましてから、特に社会保障制度等、医療も含めて、こういったものが非常に増大をしてきておる。一方で財政事情が、いわゆる増税といったような手段がとれない状況の中で、ますます厳しくなっていく。そういうことから、社会保障関係費、経費、医療費等を削減するということをしつかり中心に置いて、それを実行してきたところでありまして。

しかし、そういう中で、医療の現場では、医師の間でも、もうそういう厳しい状況の中での制度で不満も大きく膨らんできておる中で、少なくとも医師の自由な意思に基づくような、そういう研修医制度を取り入れていこうということになって、2004年にそれをやった途端に、実は医師が都市に集中したり、地域偏在が起こったりというようなことが明らかになってきたところがございます。

したがって、2004年以降というよりも、実はもう、20年、30年かけて、OECD諸国よりも相当少ない医師の数になる、そういう誘導が行われてきたということが最大のこの医師不足の根幹にあると、こういうふうに思っておるところでございます。

いずれにしても、全国的に、御指摘があったように大変な状況の中です。ありますので、私ども全国知事会での議論におきましても、こういった地域医療を取り巻く厳しい状況を踏まえまして、医師不足の解消あるいは偏在の解消、それから医療保険制度などについても安定的な運営ができるような、そういうことに向けて議論を積み重ね、国に対しても提言、提案をやってきたところでございます。

特に、この医師不足では、医師養成のあり方であるとか、それから、臨床研修制度の見直し、こういう制度の見直しについて強く働きかけてまいりまして、この結果、国においても、従来の方針を180度転換して、医師の養成数を増やしていくということに転じてきたわけでありまして、知事会等でのこういった働きも、そういう意味では一定の成果につながったのではないかと

と、こう思っておるところであります。

今、平成21年度におきましても、全国知事会の福祉、医療の分野の代表者と、それから、厚生労働大臣との間で意見交換を行いまして、地域医療の再生をテーマに、医師確保対策などについても議論をしておるところでございます。

今後も、全国知事会では、しっかりこういった活動をやりながら国へ積極的に働きかけてまいりますとともに、三重県における医師、地域医療整備の体制、これの充実に資するようにしっかり取り組んでまいりたいと、こう考えておるところでございます。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ありがとうございます。医療崩壊は2004年からじゃないんだと、1980年代から始まってきたんだと、そんなような話でありました。そうかもわかりません。知事は、厚生大臣秘書官もされたし、それから、あと、議員時代には厚生政務次官、今の副大臣ですね、それをされていた。ですから、当時の議員は、あそこに橋をつくったとか、あそこに道路をつくったと、こういうような議員が多い中で、医療や福祉、介護に非常に力を入れた、そんな議員でありますから、まさに厚生族というふうに思っておりましたし、松阪の市民病院の経営にも携わったということでもありますから、まさに医療に非常に力を入れてくれている、まさに為政者だと、こんなふうにも理解をいたしておるところでございます。

三重県の医師数というのは、全国平均に比べて著しく少ない。病院の勤務数は、これはいつの時点か、少し古いかもわかりませんが、全国では42位。看護師の数も全国平均を下回っておると。人口10万人に対する従事者が全国で最も少ない、助産師不足と、こういうような状況であるわけであります。先ほど言いましたように、県の医療政策が果たして十分だったのかな、そんなふう思うわけであります。

医療崩壊のカウントダウンをとめられない現状であります。例えば志摩病院なら志摩病院の勤務医が退職したり、異動になったりしていますよね。

開業したりする。そうすると、じゃ、どこへ病院がお願いするかといたら、まずは三重大の医局、それから県、こういうことになるわけでありませうけども、もともと三重大の医局には派遣するような、そんな医師がおらないということでもありますから、近くの三重大系の総合病院から、週に何回、じゃ、ここへ行ってねと、こういうようなことでもあります。ですから、ジグソーパズルで、ピースが足りない、初めから100%足りないジグソーパズルを医局がつなぎ合わせておると、こういうような状況なんじゃないかな、そんなふうにするわけ、まさに自転車操業と。これ、医学の世界では自転車操業という言葉が合っているかどうかわかりませんが、こういう状態だと、そういうふうにするわけでもあります。

県立病院を今知事が指定管理者にしようとしているんですけども、市とか町が指定管理者にするという例というのは全国にたくさんあるんですが、県立の病院を指定管理者にしようというところは余り例がないんですね。そんな中で志摩病院を指定管理者にしようとした、この知事の決断といいますか、思いというのを少し教えていただきたいなと、こんなふうにするわけでもあります。

ちょうど1年前も、私はこの壇上で、独立行政法人でどうかと、こういうような話をさせていただきました。また、当時の志摩病院の院長も、独立行政法人でやっていきたいんだけどというようなこともおっしゃっていましたが、知事はそのときに、四日市は独立行政法人だけでも、志摩はそこまでいかないと。だから指定管理者なんだということを答弁されましたけども、いま一度指定管理者だということの思いというのを少し述べていただければと思います。

○知事（野呂昭彦） まず、県立病院改革に当たりましては、病院のこれまでの検証、病院経営に対します検証をいろいろやったところでもございました。そういう中で、経営の本質からいきますと、病院事業庁長が4病院をそれぞれ含めて経営をしていくという体制をとってきたところでもございますけれども、そのことが、各それぞれの病院、事情も、それから、医療ニーズについ

でもいろいろ違います。そういう意味では、本来、それぞれの病院の運営の責任を持っておるはずの院長と、それから、経営責任者である病院事業庁との間で、やはり柔軟、迅速機敏な、そういった対応に欠けるような状況が見られ、そのことが、やはり4病院一括の全部適用はどうだという議論がいろいろなされたところでございます。

既に県議会でも、平成17年、18年にいろいろとお取組をされたり、その議会からの提言の中にも、病院運営についてはいろんな手法が考えられるのではないかと。病院によっては民営化ということもあるだろうし、病院によっては指定管理者という方法もあるだろうし、病院によっては独立行政法人化するということも含めて、今後、県としてはしっかりと病院改革を考えていかなくやなりませんね、これは議会のほうから私どもに提案いただいたところでもございました。

そういう中で、この県立病院に関する検討会、これを専門の皆さんにお願いをしてしっかりと議論をしていただきましたところ、やはり全部適用で4病院一括でやるということには無理があるであろうと。そして、その中で、それぞれの病院について分析、検討を行っていただいた中で、やはり志摩病院については指定管理者という制度がいいのではないかと、こういう議論に行ったところでございました。

私自身も、やはり今の医療の中で、より高度な医療供給体制を構築できる、そういう環境にあるのは、やはり四日市の総合医療センター、これは、三重大学の医学生にとりましても、医師になった人にとりましても、一定のやはり魅力を持っておるところでありますし、それから、より高度な、三重県においては最も高度な医療を提供できるような、そういう地理的な状況も環境を備えておると、こう思います。

一方で、志摩病院については、もうこの議論を始めた当初から、どんどんどんどん医師がいなくなっているという状況が出てきておったところでございます。三重大学にはその辺についての御協力、御理解をずっとお願いをしてまいりましたが、一方では、医師にとりましても、やっぱりその病院へ行

くからには、行くだけのやっぱり魅力がないといけな。そういう意味では、志摩につきましては、何かやっぱり徹底的に医師にとっても魅力を欠くような状況が出てきた。三重大学にとりましても、そういう意味では、志摩病院のいわゆる魅力という点からの重要性は、非常に低くなってしまってきておるところでございます。現に、今の志摩病院の状況が続きますならば、多分今おる志摩病院の医師も、かなり早い時期、もう今年中にでも、もう一つまた一段危機的な状況を発するような、そういう悲鳴が少し聞こえてくるところでございます。

そういう状況を打破して、そして、新たな、要するに、そういう医療をむしろ大ピンチととらえて、それをチャンスにどうやって展開していくんだということになりましたときに、これはやはり民間のノウハウをしっかり持つ、そういう方に県立の病院の経営を委託していく、すなわち指定管理者制度による委託をやることによって、全くまた病院の新しい魅力を生み出していくことができるのではないか。特に、先ほど申し上げましたように、志摩につきましては、四日市の総合病院等とは違って、いわゆる地域の中の僻地医療としての典型的な病院でございます。しかし、あれだけ地域での中核的な重要性を持っておる病院でありますから、そういう意味では、あそこにそういったモデルになるような病院が展開できるならば、医師にとっても、ぜひあの志摩の病院へしばらくの間、一定期間ああいうところへ行きたいという人が、県内だけでなく、全国からも集まってくる可能性が出てくるのではないか。私は、志摩病院については、ピンチをチャンスにという場合に、そういった展開に持っていくということ、このことが一番重要であると、こう思っておるところであります。

四日市につきましては、これは、ピンチをチャンスというのに際しまして、もともと相当力もある、県内の拠点病院の一つでございます。ただ、これも、随分県民の期待感が薄れてきておるような現状から考えると、塩浜病院の当時と言ってももう時代環境が違いますけれども、少なくとも県の中で総合医療センターでなければならないというような、そういう高度な医療機能をつ

け加えていく。そのためには独法化して、その独法化の経営の中にも三重大学も参画をしていただいて、そして、三重県ならではの総合医療センターの医療機能を発揮していく。これが、私は、四日市もさらに大きなチャンスをつくっていくことになるのではないかと。こういうふうに考え、今回、いろいろな検討会でいただいた御意見、それから、県会の皆さんからもいろいろな御意見はもちろんいただいた中で、私としてはやっぱりこういった方向がどうしても必要だと、こういうことで方針案等出ささせていただき、可能性詳細調査を経て、今、方針としてお示しをしてきたところでございます。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ここで、私も志摩の住民の一人、それから、志摩から出ている議員の一人、そんなスタンスで今こうやって演壇に立たせていただいておりますね。ですから、もとは県の職員でもなかったし、また、知事の応援団でもない、組合出身でもない、志摩の住民として発言をさせてもらっておると、こんなことであります。

地元の皆さんの活動をちょっとここで紹介させていただきたいと思うのであります。

この2月13日に、志摩市の地域医療を考える会が主催のシンポジウムがなされました。県の職員の人たちも来ていただいた。みんなで地域医療を支える町にしようということで、この会が開催をされたのであります。そこに自治医科大学の地域医療の専門であります梶井先生なんかも来ていただいたり、それから、NPO法人の地域医療を育てる会の藤本晴枝さんという方、それから、兵庫の丹波市の県立柏原病院の小児科を守る会の丹生さんというんですか、丹生裕子さん。それに志摩市の地域医療を考える会、山下美恵さんという方が会長で、シンポジストになって活発な議論が展開されたかと、こういうことであります。

今紹介した千葉の藤本さんという方が書かれた本があります。（本を示す）「くまらせいのSOS」って、こういう本で、医療関係者にとってはベストセラーなんですね。少しパネルを用意していただけますか。（パネルを示

す) こういうことであります。物語は、ある動物の森にたくさんいろんな動物がそこに住んでおる。ふだん困ったことというのは、真ん中にありますヤギさんが相談に乗るわけですね。相談に乗る。そういうことで森が成り立っていたということでもあります。そこへ、この熊さん、熊さんは先生ですね、熊先生がやってきたと。そうすると、森の動物たちは、ここぞとばかり、どこどこにすり傷をした、熊の先生のところへ行く。おなかが痛い、熊の先生のところへ行く。夜も、熊先生が診療を終えてからも、その診療所へ、熊先生のところを訪ねていくと、こういうような状況が起こって、とうとうこの熊先生はダウンしちゃったということで、困った住民の人たちは、これはどうしたものだろうか。これはもう一枚続きというか、あるんですけど、このパネルです。ちょっと出していただけますか。(パネルを示す) 今、これ、診療をやっているところなんですけれども、どんどんとこれ、やってきているわけですね。住民の人たちは、熊先生がダウンしちゃったものですから、困ったなと。やっぱり自分たちでできることは自分たちでやらなきゃいけないね。どうしても相談しなきゃいけないときには、もとのようにヤギさんに相談しなきゃいけないね。それでもだめな場合には、この熊さん先生に診てもらわなきゃいけないねと、こういうようなことを書いた物語であります。子どもたちにも非常に読める本であります。これをこの前のシンポジウムで地域の若い人たちが寸劇をやったということでもあります。少し紹介をさせていただきました。

この藤本さんが書いた、また、本をつくった藤本さんはこう言っておられるんですよ。自治体病院のオーナーは最終的には住民だと。病院を運営する当事者として、地域の財産である病院をいかに大切に維持していくか知恵を持つことが必要だと、こういうことを言われておるんですね。この人は実績があって、千葉の東金病院、今も時々テレビなんかに出てくるんですが、東金病院の再生に一生懸命になっていた方であります。後期研修医の方々と一緒になって、病院を再生していくためにみんなで頑張っていこうよと、こういうことで研修医の人たちに講師になってもらって、地域の人たちも呼んで、

それで、東金病院というのを今支え続けていると、こういうような方であり
ます。ですから、東金病院は、医局に頼らなくて、自分たちだけで医師を確
保したと。確保するという言葉はおかしいんですが、来てもらっている、
こういうような病院でもあるんですね。内科医ですが。そんなことを少し紹
介させていただきました。

この藤本さんが言うことは、今、残念ながら負けちゃったんですが、カナ
ダで行われていますカーリングの女子チーム、クリスタルジャパン、あのチ
ームを応援するのに、青森市のスーパーなんかで、例えばバナナを買うと、
その売り上げの1%をカーリングの選手に自動的に応援するような、そんな
仕組みを考えたり、また、目黒選手は銀行に勤めてみえるというので、利子
の一部をそのチームに、地域の人たちが応援するとか、いろんなそういう知
恵を出しているんですよ。ですから、この我々、志摩病院も地域からどうや
って応援ができるかなというようなことを考えていかなきゃいけないんじや
ないかな、そんなことも思っておる一人であります。

次に、これもよくテレビで出てくるんですが、兵庫県の丹波市の県立柏原
病院の小児科を守る会のことであります。全国的に有名になりました。ちょ
っとパネルを出していただけますでしょうか。(パネルを示す) 柏原病院、こ
れですね、小児科が、2002年が3でずっと行っていたと。ところが、2008年、
2009年は5名見えるということであります。地域の人たちが一生懸命になっ
て小児科の先生を確保したという実績なんですが、この柏原病院全体の医師
数を見てみると、例えば2002年の合計43人ですが、2009年は21人に減って
いるという、こういうことであります。特に内科、2002年は12人見えたん
ですけども、2009年には7名になっちゃったと、こういうような状況に陥っ
ておるんですね。脚光を浴びておるこの柏原病院でさえ、こういう状況が起
こっているということも少し紹介をさせていただきました。

そんな中で、地域によっていろんな事情があるんでしょう。兵庫県なんか
の今の柏原病院なんかは、兵庫県立のこども病院なんかもあったり、それ
から、医科大もあったり、神戸大学なんかもあったりして、地域が神戸大学に

資金を投入したと。だから、医師を送ってくれというような、こんなこともあったりしているわけであります。

そこで、志摩の医療を考える会の活動であります。その山下美恵会長さんが中心になって自治会や各種団体の皆さんと活発に今運動を展開いたしております。自分たちでできることから始めよう、意見交換会をやったり、講演会や勉強会、啓発チラシの配付等、住民目線で医療を考えている会、こういうことであります。副知事も志摩へ来ていただきました。彼らのスローガンというのは、コンビニ受診を控えよう、かかりつけ医を持とう、先生方たちに感謝の気持ちを伝えよう、こういうことが大事だということで、今活発にいろんなところで啓発活動をやっておると、こういうことであります。

また、最近、ちょっとパネルを用意しました。(パネルを示す)こういう、冷蔵庫に張ったり、うちの居間なんかに張るステッカーなんですけどね、これは、「心がけよう 時間内診療 忘れないで 感謝の言葉」。志摩市と一緒にこういったチラシを配付したり、ステッカーを張ったりしながら今頑張っておると、こういうことでございます。

この前、シンポジウムというか、2月20日の県主催の県立病院に関する準備説明会というのが開かれた。これも県庁の方たちがたくさん来ていただいたんですが、そのときのやりとりを紹介したいと思うんです。みんな一理ある。当たっています。例えば、先ほど知事が説明したように、なぜ指定管理者という運営方法をとらなければならないのか。指定管理者制度というのは丸投げではないのか。途中で手を引いてやめちゃったらどうするんだと、こういうふうなこともありましたね。県の関与が薄くなるんじゃないか、そういうことも言われておりました。あり方検討委員会、これは少し前のあり方検討委員会なんです。そのメンバーというのは志摩の事情を理解していなかったんじゃないか。そういうことでもあります。そうかもわかりません。だけど、あのメンバーの中で、三重大の内田学長なんかは、志摩に医療に来ていただいていたから志摩の事情というのはわかってみえる。今の大王病院ですね。わかってみえるんですが、こういうことも言われておりました。

それから、最も大事なものは、職員の身分はどうなるのか。こういうことも言われておりました。全くそのとおりでいいですね。せっかく県立の病院に勤めて、途中で運営形態が変わって行って、私たちの身分はどうなっていくんだろう、率直な、素直な意見だと思いますね。それから、この前、小児の署名を提出した団体もありますが、署名を提出したその意味というのを理解していないんじゃないかと、こういうようなこともありました。それから、あの志摩病院、せっかく建てたあの建物というのはどうなっていくのだからと、こういうようなこともありますよね。それから、2年は待てないと、こんな意見もありました。ですから、いろんな、様々な意見が出たんですが、すべての的を射た、住民の真摯な意見だったのかな、こんなふうに思うわけがあります。医療を考える会の山下会長は、政策論はともかくとして、住民に対してもっともっと説明をする必要が大事なんじゃないか。職員もそうだ、それから、市当局もそうだし、市議会もそうだし、各種団体の皆さんにもっともっと説明をする、そんな必要があるんじゃないか、こういうことを言われまして、全くそのとおりであります。

昨日、市長から電話がありまして、私どもも、今、県議会で議論もしてもらっていますが、市当局や市議会、ここの意見も尊重してもらいたいと、こういうようなことであります。全くそうかもわかりません。ですから、県当局にも市に対して説明する必要があるな、常任委員会へ私も入っていますが、常任委員会で議論するだけじゃなくて、もっと地元と市当局にも説明する必要がある、そのとおりであるわけであります。

次に、今の志摩病院の体制、常勤医の医師数も含めて、ちょっとパネルを出していただけますでしょうか。(パネルを示す)今こういうような状況であります。2003年が31名、2010年2月、これは30名。全体としてはそんなに変わっていないんじゃないかなというふうに思われますが、例えば内科。2008年、内科の先生が10名見えたんですね。ところが2010年2月は、これ、6名になっちゃっているんですよ。この6名のうち3名が研修医の先生なんですね、若い先生です。本当によく頑張ってくれておるわけでありましてね。こう

ということです。それと、次の欄、循環器科、ここが2009年の3人から1名になりました。これね、循環器科、どういうことかという、私は医師じゃありませんけどね、心筋梗塞とか心臓とか、一刻を争うときに先生方たちが救急で治療をするというとても大事な科なんですけど、ここの先生が1名になっちゃったおかげで、志摩で救急の手術ができないと、こういうような状況に陥っているんですね。今までも、3名いた時代でも、伊勢の日赤とか市民病院に行っている患者さんも見えたんですが、今、循環器がそのような状況にありますので、非常に厳しい状況。こんなようなことでもあります。

それから、次に、このパネルをちょっと見てもらいたいですね。(パネルを示す)これは、住民の、我々も含めて考えていかなきゃいけない問題だと、こんなふうに思いますが、一番上の、例えば、これは時間内です。朝の8時半から5時までの救急患者の受け入れ状況1944。こういう数字が出ていますが、これは、直接タクシーとか自家用車で救急で来て、もうそのまま帰られた患者さんが1944名いると。それから、直接救急で病院に来られて入院もされた方というのが725と、こういうことであります。救急車で病院に来たけども入院しなかった方が344名と、救急車で来て入院された方が257と、こういう数字であります。それから、時間外は、一緒のようにこういう数字だったと。時間外というのは、5時から翌日の朝の8時半まで、こういうことであります。だから、いかに簡単に救急車で来られているのかな。私も含めて住民の皆さんは、少し救急ということに関してもう少し考え直さなきゃいけないことがあるんじゃないかな、こういうことをあらわしているパネルであります。

先ほど知事は、指定管理者で、四日市は独立行政法人だと。非常にいい医師もおると。三重大の先生も66人ぐらいいるんですよ。全体で総合医療センターが、三重大、昔の、我々の時代は三重県立大学、知事の時代もそうですよね。今、66人、三重大系の先生がおると。こころの医療センターが6、一志が1、志摩病院が21と、こういう感じです、三重大系の先生がですね。とてもいい病院でありますから、我々も四日市の医療センターというのは誇り

に思う病院だと、そう思っておるところでありますけども、医療センターだけじゃないんですよ。志摩病院にも非常に優秀な先生がたくさんおる、そんなふうに思います。

それで、ちょっとパネルを出していただけますか。(パネルを示す) このパネルは、これは2年前の本なんですけど、「プレジデント」というこういう本から、これは2年前だったです、2008年4月。この本を読んでおりましたら、全国の病院、優秀な病院だとか、優秀な医師が特集されている本でありました。この中で、今パネルに出ておりますけども、県立志摩病院が出てくるんですよ。胃がんの内視鏡治療では吉村平先生。この先生、前の院長であります。この人は、胃がん、大腸内視鏡の治療では全国トップクラスの先生なんです。ですから、こういう先生が志摩病院に見えるから、県はもっともっと全国に発信して、研修医、先ほど魅力のある病院でなきゃいけないとか言われましたけど、三重の先生も我々の常任委員会に来てもらって言っていました。研修医を集めるためにはどうすればいいか。指導者がまずいること、それから、雰囲気をよくすることですね。新しい機器がある病院だと、こんなふうに言われましたけど、志摩病院というのはこんな先生がいるわけありますから、県はもっともっと全国に発信して研修医を集める方法を考えてもらいたい、こんなふうに思って私も紹介させてもらったし、長野の諏訪病院の鎌田先生のように、全国から引っ張りだこのような、こんなスターの先生がおるといことも紹介をさせていただいたのであります。

時間がだんだんと迫ってまいりました。この県立志摩病院、指定管理者を選定する場合に、県立、県営ではもう医師が集まらない。知事がどれだけいろいろなところへ頭を下げに行っても、この医師の確保だけは何ともならないという、こういう状況の中で、指定管理者という制度をもし選んだ場合には、それは条件があると。それは、契約するとき、内科医はこれぐらいは必要だと、産婦人科医、また、小児科医、これは確保してもらいたいとか、そこが一番大事じゃないかと思うんですよ。経営できないからどうぞやってくださいと、あとの診療科目についてはそちらに任せますというようなことでは

いかんわけで、県立ですから、契約のときにしっかりとした県の意思、また、我々議会の意思、地元の意向、こういうものを踏まえて、契約する場合には念頭に置いてもらいたいなど。365日、24時間診療ができるような、そんな病院をもう一回目指して、これから前へ進んでいってもらいたいな、そんなふうに思うわけであります。

最後に、ドクターヘリについてお伺いします。たまたま、ありがたいことに、先ほどの話で、病院を改築するときに屋上へヘリポートの施設をつくりました。これが、ドクターヘリを導入することによっていよいよ活用してくるのかなというようなことも考えるんですが、今までの実績を、簡単で結構ですから、教えていただけますでしょうか。

○健康福祉部長（堀木稔生） ドクターヘリについてお答えいたします。

本県では、平成14年度から、和歌山県、奈良県と共同運航によるドクターヘリを活用いたしまして、主に東紀州地域における三次救急に対応しております。これまで、就航以来64件搬送実績がございます。内容は、脳卒中の方とか、それから、心筋梗塞の方とか、それから、ハイリスクの妊婦等の搬送にも活用しております。

今御紹介がありましたように、志摩病院にヘリポートが設置されておりますので、現在、ドクターヘリの23年度の導入に向けて検討を進めております。そのときには、ドクターヘリを活用いたしまして、例えば重篤・重傷患者の救命救急とか、ハイリスク妊婦への対応、さらには、災害時の傷病者の対応など、それから、あと、災害医療の体制充実強化におきまして貢献していただけるものというふうに考えております。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ちょっと聞こえにくかったですけど、もうそれでいいです。いずれにしろ、導入する方向で進んでおるということでありますから、有効的に利用してもらいたい、こんなふうに思うわけであります。

今、志摩病院は、院長は小西さん、小西病院長。非常に真摯で頑張ってくれておるし、院長は、今おる医師、それから、看護師さんや病院関係者一丸

となって頑張っておるから、地域の一番頼りにされている病院だから、みんな再度結束して頑張っていかなきゃいけないね、地域住民に期待をさせていただいておるんだからというような、こんな意欲を持って頑張っておりますので、そんなところを十分酌んでいただきたいな、こんなふうに思うわけがあります。また、前の病院長、先ほど紹介した吉村スターの先生もおるし、その前の先生というのは、田川院長は、肝臓の非常に有名な先生であるし、定年退職してもまだ、67歳か8歳ぐらいだと思うんですが、志摩病院に非常に愛着のある先生で、志摩病院へ一医師として来てくれておると、こういうような病院でありますから、どうぞ県のさらなる支援をお願いしたいなと、こんなふうに思っております。

そんな中で、次なんですけど、二つ目の項目で、伊勢志摩の地域振興についてということで質問項目を上げさせていただいております。

今、伊勢道路があって、それにかわる第2伊勢道路というのを二見の三津というところから鳥羽の河内を抜けて、山を掘ってトンネルをつくって白木までと、こういうことで今工事中でありますけど、予定は、我々は、七、八年ぐらい前に聞いていたときは、平成20年には供用開始と、そういうふうに言われていた道路なんですよ、この道路は。ところが、いろんなそういう財政の問題もあって、遷宮まで、遷宮までって、いつの間にやらもう遷宮と。供用開始は遷宮までだというような、こういう状況になっているんですけど、今の進捗状況はどうなっているか。それから先、白木でとまっていたのでは第2伊勢道路の意味をなさない。白木から志摩まで抜くことによって、生活道路であり、今まで議論してきた伊勢まで行く命の道だと、こういうようなこともあって、完成させていかないといけないというふうに思うが、部長の説明を聞きたいな、そんなふうに思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（北川貴志） 第2伊勢道路の進捗状況とその先線についてお答えいたします。

第2伊勢道路は、伊勢市の二見町松下の伊勢二見鳥羽ラインから伊勢市白

木町の国道167号までの延長7.6キロのバイパスでございまして、平成8年度から事業着手しております。地域の御協力を得られまして、用地についてはすべて買収済みの状態。今、全線で事業展開しております。現在、松下のジャンクションとトンネル1本を工事中。さらに、残っている1カ所のトンネルについて発注手続中でございます。21年度末の事業進捗状況は約74%ぐらいというふうに考えております。

引き続き、必要な予算の確保に努めまして、式年遷宮に向けて整備を進めてまいりたいと思っております。

第2伊勢道路の先線でございますが、鳥羽市の白木から志摩市磯部町の恵利原までの、これは伊勢道路に交差する分ですが、そこまでがまず、道路ネットワークの形成という観点からも整備が必要な区間であると考えております。第2伊勢道路の進捗状況を踏まえまして、事業着手に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

[46番 山本教和議員登壇]

○46番（山本教和） ありがとうございます。意欲的に進めていきたいと、こういうような話なんです。具体的に、じゃ、新道路整備戦略にこれを載せて、優先的にこの道路を建設していこうかというような、そういう意欲があるのかどうか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○県土整備部長（北川貴志） 道路整備戦略につきましては、来年度見直しをやろうということで進めております。今、志摩地域の道路としましては、この第2伊勢道路、その先線というのは本当に幹線でございまして、167号、260号を含め進めていかなければならない道路だと考えております。また、その見直しの中で、位置づけについても検討したいと思っております。

[46番 山本教和議員登壇]

○46番（山本教和） 検討したいということは、載せていく、そういう方向でということなのかどうか、もう一回。

○県土整備部長（北川貴志） お答えします。

第2伊勢道路、これ、先ほど申しましたように、その先線も含めて事業展開しております。やっぴいかなければならぬ道路だと考えておりますので、道路整備戦略そのものについてはどういふ形で見直すかも含め、検討はまだ途中でございますので、この道路については前向きに取り組んでいきたいというふうを考えております。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） 前向きにとらえていこうと、こういうことですよ。2回聞いたけども、余りよくわからなかつた。だから、載せていこうと、進めていこうと、こういうことで理解をさせていただきます。

それから、最後、もう1点、これは、三重県の観光のまさにメッカと言われる伊勢志摩の宇治浦田町の件なんです。これ、駐車場。河川敷へ車をとめて1500円取られるんですよ。この河川敷の管理者は三重県なんです、五十鈴川。これについて、去年の年末もそうだったし、今年の1月ごろもそうだった。友達が東京から車で来る。1000円で、まあ2000円の区間があったかもわからないけども、非常に伊勢までスムーズに来たと。宇治のあの駐車場がいっぱいだから、ガードマンの人が河川敷へ行けと行って、河川敷へ回すわけですね、車を。ところが、回されて、1500円取るというんですよ。これは非常に伊勢志摩の観光にとっても悪いし、三重県の観光政策にとっても非常にマイナスだと思うんですよ。もちろんこれは県がもらうわけじゃなくて、伊勢志摩の交通対策地域協議会とか何か、そんなような団体が取りますけど。これは、ガードマンの方の整理するための費用だとか、そういうところへ回っておるといふんですが、そんなことは利用者にはわからない。県は、アリーナへとめて、パーク・アンド・ライドでそこからバスで内宮へ運んでくると。そのバス代も入っておるといふものの、そんなことは、直接宇治のあの駐車場へとめた人は、サンアリーナへとめられたとか、バス代なんていうのはわからないわけですよ、直接来る人は。河川へとめて1500円、これは何なんだというようなことなんです、これについて、時間は少ないですが、どなたですか。観光局長。

○農水商工部観光局長（辰己清和） 御指摘のとおり、このパーク・アンド・バスライドは、年末年始だけではなく、周年を通じて混雑時の交通渋滞、一年じゅうを通じて土日中心に行われておりまして、伊勢地域観光交通対策協議会というもので一切の必要な部分を経費として徴収しておる部分でございます。この整理料の設定につきましては、協議会の合意のもとに決定しておるわけでございますが、今後の料金設定あるいは徴収のあり方というのが引き続きの検討課題となっております。今日も、午後、協議会が行われるわけでございます。

○議長（三谷哲央） 答弁は簡潔に願います。

○農水商工部観光局長（辰己清和） 来訪者の過度の負担とならないような観点や、それから、その料金について利用者にも理解を得られるような方策について協議してまいりたいと、このように思います。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） イメージダウンにならないように、いろいろ御指導をしていただければなど、こんなふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三谷哲央） 13番 辻 三千宣議員。

〔13番 辻 三千宣議員登壇・拍手〕

○13番（辻 三千宣） それでは、発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初は、三重県の環境政策についてであります。

質問に入る前に、少し自然災害、とりわけ地震の話からさせていただきます。今年の1月12日、ハイチの首都ポルトープランスの西南西約15キロ、深さ10キロを震源とした、マグニチュード7.0と推定される直下型地震が発生しました。地震の規模の大きさや政情不安に起因する社会基盤の脆弱さも相まって、死者は21万人とも23万人とも言われており、2004年のスマトラ沖地震の22万人や、20世紀以降最大の死者を出したとされる1976年の中国唐山地震の25万人にも匹敵する被害の大きさです。このように、地震というのは一瞬

にして多くの人命や財産を奪い去り、社会基盤を崩壊させてしまうという大変恐ろしい災害であります。

しかし、実は恐ろしいのは地震だけではありません。台風もまた、甚大な被害をもたらします。その被害を見てみると、同じく20世紀以降になって最大の死者、行方不明者を出した台風は、1970年にバングラデシュで発生したサイクロンで、その数は実に50万人。20世紀以降、主な自然災害の中で最大の死者等を出したのは台風です。

一方、国内でも、世界ほどの規模ではありませんが、今世紀における主な台風と地震の被害を見ても、国内における最大の死者等は、平成7年の阪神・淡路大震災の6437人、台風では、昭和34年の伊勢湾台風。こちらは5098人となっています。国内でも、地震による被害に匹敵する台風が発生しているわけです。しかも、その発生頻度からすれば、風水害等による被害は、毎年、国内のどこかで発生しています。例えば浸水被害約1万棟を基準にした場合、平成16年からほぼ毎年のように兵庫県、宮崎県、長野県、愛知県で発生しています。このような台風は、温暖化の影響で強大化していると言われています。気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCCの第4次評価報告書では、熱帯域の海面水温の上昇に伴って、将来の熱帯低気圧、台風及びハリケーンですが、の強度は増し、最大風速や風量が増加する可能性が高いと予測されています。温暖化は、こうした台風のみならず、干ばつや海面上昇による低地の浸水被害をもたらします。言い遅れましたが、世界では、このような台風以外にも、豪雨による洪水や地滑りなど多大な被害が発生している国々もあります。また、日本でも、ゲリラ豪雨や、これに伴う土砂崩れ、急な河川の増水などによる被害も頻発しています。

このように、温暖化は、今、世界じゅうで最も危機感を共有しないといけない世界の課題であります。この温暖化の原因は、地球を覆う二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増大にあると言われています。人類は、産業革命以降、エネルギー消費を飛躍的に高め、温室効果ガスを大量に排出した結果、温暖化が進んでしまいました。我々は、温室効果ガスの排出をできる限

り抑え、生活の質を確保しつつも、環境負荷の少ない生活をしていくことが求められています。そして、豊かで美しい地球環境を次世代に引き継げるよう、最善の努力を果たさなければなりません。

このようなことから、世界では、気候変動枠組条約締約国会議を幾度となく開催しており、昨年12月には、2013年以降のポスト京都議定書における国際枠組みを決めるため、コペンハーゲンで第15回目の会議、COP15が開催され、世界から約120カ国の首脳が集まり、夜を徹しての会合が行われました。しかしながら、ここでは、先進国と途上国の対立が鮮明になる中で、結局削減目標について合意できず、各国が能力に応じて責任を負う枠組みをつくり上げることができませんでした。我が国では、新政権が25%の削減目標を掲げ、地球温暖化対策基本法案を今国会に提出する方向で素案検討中であり、その素案には、主要排出国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意という前提条件つきながら、25%の目標を明記する方向で考えているようであります。しかしながら、これについても、産業界を中心に、産業の空洞化を招くなどといった反対や懸念が示されています。

一方、三重県でも、三重県地球温暖化対策推進計画を策定し、温室効果ガス排出量の目標値を1990年レベルから3%削減することを目標に掲げ、県民しあわせプランの第二次戦略計画の重点取組として、みんなで取り組む地球温暖化対策を展開しているところです。

先日の代表質問や、一昨日の永田議員の質問への答弁からお聞きするところでは、今回、現行の計画が平成22年度で終了することから、新しい計画の策定に向かってその一歩を踏み出されたようであります。今申し上げたように、世界や国の動向が不透明な状況にある中ではありますが、どのように県としての目標を設定し、どのような取組を展開していくことでその目標を達成しようとするのかなど、具体的な戦略づくりが求められています。

地方でできることは何か、県民にできることは何か、今、どんなことをどのようにやっていかねばならないのか真剣に考え、一つでも多く、また、一刻も早く実施していくべきであると考えます。温暖化対策は、家庭から企業

に至るまであらゆる主体が自ら進んで取り組んでいくことが大切です。

そこでお聞かせください。まず、第1点目に、三重県では、温暖化防止のために今後どのような新たな対策をとろうと考えているのかについてお聞きします。

さらに、温暖化対策には様々な取組が考えられますが、CO₂の排出が急増している家庭での削減は重要な課題です。国により、家庭への太陽光発電設備の設置やエコカーの導入などが促進されてはいますが、私は、ごみの減量化がCO₂の排出削減に大きな役割を果たすと考えています。少し奇異に聞こえるかもしれませんが、例えばレジ袋の有料化です。レジ袋は、実に膨大な枚数が石油からつくられており、その利用を減らすことはCO₂対策につながるものと考えています。

そこで、2点目の質問ですが、一般ごみの削減に向けて、今後どんな取組を考えているのかお聞きしたいと思います。

さらに、温暖化の取組は、単に二酸化炭素の排出を抑えるばかりではなく、もっと積極的に減らしていく行動も大切です。三重県は、県土の3分の2が森林であり、CO₂の吸収や固定の役割を果たしています。こうした本県の森林を生かして温暖化防止を進めることは、三重県らしい温暖化対策の一つではないでしょうか。

そこでお尋ねします。3点目ですが、こうした森林の特性をより効果的に発揮させるために、これからどのように対応していこうとするのかをお聞きしたいと思います。

また、このような重要な機能を持つ森林が残念ながら荒廃しているといった現状もあります。このような状況を踏まえ、最後に、温暖化防止をはじめ、様々な公益的機能を持つ森林について、どのようにその再生を図っていこうと考えているのかお尋ねします。

〔渡邊信一郎環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（渡邊信一郎） 私のほうから、三重県環境対策のうち、まず、温暖化防止の対策についてお答えをいたしたいと思います。

本県では、温暖化対策につきまして、産業・業務部門、家庭部門、それぞれに応じた取組を進めております。CO₂排出の約7割を占めます産業・業務部門につきましては、三重県生活環境保全に関する条例に基づきまして、第1種及び第2種エネルギー管理指定工場に対しまして、温室効果ガスの削減目標を実績に定めて取り組む地球温暖化対策計画書の提出を義務づけ、公表するとともに、事業所に直接訪問し、CO₂の排出量抑制等のアドバイスなどを行っております。

また、事業所数が多い中小企業に対しましては、省エネアドバイザーを配置し、無料の省エネ診断や相談を実施するとともに、小規模事業所向け環境マネジメントシステム、いわゆるM-EMS（ミームス）でございますが、の導入を促進するなど、中小企業が率先して省エネに取り組めるよう支援をしております。

さらに、事業所相互が連携した取組が効果的であることから、大企業と系列会社などの企業グループや地域内の事業所の連携によるエコ通勤などの取組も支援をしております。

CO₂の排出量が大幅に増加している家庭部門につきましては、地球温暖化防止活動推進センターを核とし、地球温暖化防止活動推進員による普及啓発を進めるとともに、地域の企業が主体となって地域と連携し、子どもたちの環境学習に取り組む地域版キッズISOなどに取り組んでいます。しかしながら、本県のCO₂の排出量は、2004年度、平成16年度でございますが、をピークに減少傾向にはあるものの、目標を大きく上回っており、温暖化はますます進んでいるものと認識をいたしております。

このようにCO₂の削減は喫緊の課題であることから、国ではCO₂の削減量の企業間取引、いわゆるカーボンオフセットや原材料の調達から廃棄に至るまでの排出されるCO₂を明示した商品の販売、いわゆるカーボンフットプリントと言われているものなど、家庭、企業、地域が連携して温暖化に取り組める新たな仕組みが行われております。

本県としましても、これまでの取組を再点検し、地域や産業の特性を考え、

目指すべき削減目標を定めるとともに、国などでの取組効果を踏まえ、実効性のある新たな削減取引の検討や推進を図り、県全体の取組としてCO₂の削減を積極的に進めてまいりたいと思います。

次に、森林の特性を踏まえた対応につきましてお答えを申し上げます。

森林は、木材を生産するだけでなく、地球温暖化の防止をはじめ、水源の涵養や生物多様性の保全など多様な機能を有しており、私たちの生活にとってかけがえのない恩恵をもたらしています。特に温暖化防止に関して、京都議定書では、日本の温室効果ガスの削減目標であります6%のうち3.8%を森林のCO₂吸収量によって達成することとしています。森林はCO₂を吸収するだけでなく、吸収したCO₂を住宅や木製の机やいす等として固定することで、温暖化防止に大きな役割を果たしています。しかしながら、このような森林や木材の機能については、これまでわかりやすい表示ができていなかったことなどから十分理解されるまでには至っておりません。

このため、これまでの森づくり月間の取組や森林環境教育に加え、森林や木材の環境貢献度を見える化する、県独自の認証制度を創出してまいります。

一つには、森林のCO₂吸収量の認証制度です。これは、京都議定書のルールに準じて、森林整備をすることによるCO₂吸収量を認証する制度で、22年度早期の導入に向けた検討を進めております。

もう一つには、三重県木材CO₂固定量認証制度です。これは、住宅や店舗、事業所等に県産材を利用した場合に、その県産材に固定されているCO₂量を認証する制度で、本年度中の運用に向けた準備を進めております。

これらの制度を通して、より多くの県民の皆さんが森林整備や木材利用に関心を持つ契機とするとともに、企業の森など多様な主体による森林づくりを進めてまいります。

次に、荒廃した森林の再生についてお答えいたします。

現在、国においては、温室効果ガスの削減のため、森林吸収量1300万炭素トンの確保に向け、平成19年度から、年間55万ヘクタール、6年間で330万ヘクタールの間伐を進めているところです。このような中、低炭素社会の実現

を目指し、化石燃料にかわる資源として木材チップの利用によるCO₂の削減や森林整備による吸収量の売買など、森林の温暖化防止機能の新たな価値を生み出す仕組みが始まっています。

このように森林整備や木材利用に新たな価値が認められる中、本県においては、木を植え、育て、収穫し、また植えるという緑の循環により、林業を産業として支えるとともに、あわせて、森林の持つ公益機能をより発揮させるための施策を進めているところです。その一つが間伐の実施でございます。

三重の森林づくり基本計画に基づいた年間8000ヘクタールの確保を目標に間伐を実施しており、本年度には9100ヘクタールを見込んでいます。また、林業の持続的発展を目指し、森林の団地化、施業の集約化、作業道の整備や高性能林業機械の導入、施業プランナー等の人材育成を進めるとともに、木材の流通の改善等に支援する、がんばる三重の林業創出事業をさらに強化していきます。さらに、県産材の利用拡大を図るため、三重の木のさらなる消費拡大や企業ニーズに応じた取組として、スーパーマーケット等で利用されている発泡スチロール製の容器にかわる三重の木トレイなどの新たな製品開発を進めてまいります。

このような生産体制の整備や県産材の需要拡大により緑の循環を進めることで、森林の持つ多面的機能の維持増進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔岡本道和环境森林部理事登壇〕

○環境森林部理事（岡本道和） 私のほうからは、CO₂削減にも寄与します一般ごみの削減についてお答えいたします。

地球温暖化対策を推進する上で、廃棄物分野におきます温室効果ガス排出量の削減も重要な取組の一つとなっております。

国におきましては、一般廃棄物処理分野の取組といたしまして、分別収集の徹底あるいはごみ有料化の導入、スリーRの普及啓発等の施策を行うことによりまして、ごみの排出量の削減をさらに推進して、焼却に伴いますCO₂

の排出量の削減を進めるということにしております。

本県におきましては、平成17年3月にごみゼロ社会実現プランを策定いたしまして、ごみの排出量などの数値目標を掲げ、その達成に向けまして県民、事業者、NPO団体、それから行政、多様な主体が協働してごみの減量に取り組んできたところでございます。

特に市町が取り組みます先進的あるいは先駆的な事業をごみゼロプラン推進モデル事業といたしまして、事業費の一部を県が支援、補助するという行っても行ってまいりました。その中でも、先ほどお話にもございましたけれども、伊勢市におきますレジ袋の削減に向けた取組、これにつきましては、市民、事業者、行政の三位一体で行われたということで、これをきっかけにしまして、現在、県内の25の市町でレジ袋の有料化が実施され、4月からはさらに取組市町が増える予定ということをお聞きしておりますけれども、非常に大きな効果が得られたと思っております。

このごみゼロ社会実現プランは、策定後5年が経過をいたしまして、また、ごみ排出量にかかります目標値、これの平成22年度の短期目標につきましては、既に達成をしているという状況もございますので、これも踏まえまして、来年度、平成22年度にプランの改定を行うことにいたしております。

この改定に当たりましては、さきに申しました国の取組の方向であるとか、あるいは現在県の環境審議会のほうに廃棄物処理計画改定を諮問させていただいておりますので、その御審議の中で、廃棄物部会におきます御意見等も踏まえながら、循環型社会の構築と低炭素社会の実現に向けて、ごみの排出量、資源としての再生利用率の向上などに係る数値目標であるとか、取組内容についての見直しを行ってまいりたいと考えております。

今後、ごみの排出量削減に向けましては、市町やNPO等の連携のもとで、これまで取り組んでまいりました、例えば生ごみの堆肥化のような効果的な事業を全県的に一層の展開を図っていくというようなことも含めまして進めていきたいと思っておりますし、また、ごみゼロキャラクターを活用しました親しみやすい普及啓発活動を進めることによりまして、家庭等からの

一般ごみの削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

○13番（辻 三千宣） ありがとうございます。具体的な温暖化対策の中身やごみ削減の取組、そして、森林のCO₂吸収、固定化の仕組みや森林整備などおおよその内容は理解できました。とりわけ温暖化防止の取組については、例えば条例で独自に一定規模以上の工場に対して地球温暖化対策計画書の策定を義務づけ、企業の社会的責務として取り組ませている点や、それを公表しますと企業の取組結果が外に出ることになりますので、実績の出していない企業にとっては多少肩身が狭いと感じて取組を促すことにつながる点など評価はできると思います。

しかしながら、現実はどうでしょうか。三重県の地球温暖化対策推進計画、現行の計画ですけれども、この計画では、目標値を森林の吸収減を含めてマイナス3.0%というふうに置いています。直近の実績は幾らになりましたか。これまでの答弁でお聞きしていると、逆に8.8%のプラスというふうに聞いております。確かに、二酸化炭素というものは、私たちのふだんの生活や企業などの産業活動、毎日のあらゆる場面で常に排出され続けるものではありませんが、生活水準を20年前と同じレベルにしるとか、企業の生産量を20年前に戻せなどといったことができないのはよくわかります。しかし、目標値マイナス3に対してプラス8.8という実績ですね、すばらしい実績じゃないかと思うんですが、その差が10ポイント以上も離れている。部長は、その3%に対して実績はどうなんだという舟橋議員の質問に対して、平然と8.8ですというふうに答えておりましたけれども、こういう数字を見ますと、一体県はこれまで何をしてきたのだと言いたくもなります。

先ほど申し上げたように、国では、鳩山政権の25%の削減目標を掲げて、地球温暖化対策基本法の素案を策定し、小沢環境大臣が地球温暖化対策に係る中期ロードマップの試案をまとめているところです。

この試案では、低炭素生活スタイルと称して、国民にエコ投資を勧め、低

炭素生活スタイルを実施することにより、快適で豊かな暮らしを実現することが可能だとして、様々な低炭素投資を実践した場合、光熱費の節約、電力の売電などによって10年から15年で元が取れると試算しています。具体的には、高効率給湯器を最大8割の所帯に普及させるとか、太陽光発電を最大4所帯に1所帯の割合で普及させるとか、新車販売の半分はハイブリッド自動車にするとか、かなりの挑戦的な取組であることは明確であります。

ハイブリッド自動車ということになりますと、トヨタ自動車が出てくるんでしょうかね。若干その辺は引いてしまうんですけども、このような取組には、恐らくはかなりの財源が必要となりますので、同じようなことを県にもしていけと言うつもりはありません。しかし、今申し上げたような実績に対して、部長はもう少し危機感を持って臨んでいただくべきではないかと、そう思うのでありますが、再度部長に、実績を踏まえてこれからの意気込みを伺いたいと思います。

○環境森林部長（渡邊信一郎） 本県の温室効果ガスの排出量は、議員御指摘のとおり、依然大きく目標を上回っておりまして、現在進めております温暖化対策の効果がやっぱり不十分である。温暖化の進捗に歯どめがかけられない、いわゆる深刻な状況にあると認識をしておるところでございます。

CO₂の削減には、県民一人一人が自覚していただいて、自主的な行動をつなげていくことが重要でございます。いわゆる啓発活動だけではなくて、先ほど申しました、本県の特性を踏まえた実効性のある対策により、県民一体となってCO₂の削減に取り組めるよう、積極的に進めてまいりたいと考えております。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

○13番（辻 三千宣） ありがとうございます。

最近のNHKテレビを見ましたら、ロシアのウラジオストクのいわゆる一般廃棄物処理の現状が放送されていましたが、要は、廃棄物をどんどん一カ所に野積みしている。そして、そこから発生する有毒ガスが市民の健康に大きな影響を与えていると、このような状況です。ウラジオストクと

いいますと、先ほど「坂の上の雲」という言葉がありましたけれども、ここも「坂の上の雲」という小説ではちょくちょく出てくる軍港です。私も、十五、六年前にこの市をお訪ねしましたけれども、まだまだこれから環境問題で苦勞するだろうなというような感じのする猛烈な排気ガスを出しながら、日本製の車が走っていました。そういう状況の中で、私たちは外国のそういった環境問題についても大きな興味を持って、それに対する支援、それをどうすべきかというようなことも考えていかなければならないんじゃないかというふうに思います。

特にロシアではもう一つ、いわゆる凍土地帯の原生林をどんどんと伐採しています。それによって今まで太陽光が遮られていたのが、直接凍土に太陽光が当たるもので、氷が溶け、地面の下から塩水を多く含んだ水が吹き出してきて、まさに荒地になっていくという現状があります。そういった環境問題とか、中国の環境問題に対する感覚ですね。今まで先進国は、今中国が直面している様々な状況を後追いをして進んでいるんだ。だから、中国に厳しい環境の問題で制約を加えるというのは間違っているという、そういう論理で中国は環境問題に関して余り世界と同じ歩調で行くというつもりはないようです。お隣の国とはいえ、日本にも大きな影響が出てくると私は思っています。

私も、二見町長時代に、環境政策ということで、家庭の電気の使用量を前の年よりも6%減らしていくというような事業とか、また、使用後の天ぷら油を回収して、精製して公用車を走らせたりとか、また、環境劇とか環境コンサートを行って町民の皆さんの環境に対する意識を高めてもらった。また、ISO14001、これも県内で自治体の中では2番目に取得しました。1番目は三重県でしたけれども。そんなこともございましたし、そのような実績で環境大臣賞を受賞したこともあります。当時の小池百合子環境大臣だったと思いますけれども、ちょっと自慢話みたいになってしまいましたけれども、それぞれの自治体がそういった環境問題に対して、県内の各市町の環境政策推進に対して、県が各市町のモチベーションを高めるような支援をすることを

県に要望して、この質問を終わらせていただきます。

それでは、次に、生活保護行政についてお尋ねいたします。

昨今の世界的な不況による国内の経済、雇用の情勢の悪化から、平成21年12月の有効求人倍率は、全国が0.47倍、三重県においても0.46倍と厳しい雇用情勢が続いている状況です。このため、製造業を中心とした派遣社員などの非正規雇用の解雇が続き、収入を得る手段を持たない離職者が増加しています。このような影響などにより全国的に生活保護を受給される方が増えており、その傾向は三重県でも同様であると考えています。また、三重県は南北に長く、山間部から海岸部まで生活環境も多様であり、市部と郡部で生活環境、雇用環境にももともと大きな差がありますけれども、生活保護を受給される方の増加の状況は市部と郡部で異なっていると思います。

このように、生活保護制度を取り巻く情勢が変化し、生活保護の被保護者が急増する中で、財政負担などの面から、本人が生活保護の申請の意思を示しているにもかかわらず、申請を受け付けない、いわゆる水際作戦が行われている福祉事務所が全国的にはあると聞いております。

例えば北九州市では、何度も生活保護申請をしていたにもかかわらず、申請書を渡されず、餓死した事件がありました。これも北九州市がつくり上げたものですが、面接専門の職員を置いて、申請を徹底的に排除する、自立重点ケースを選んで、その人たちの保護を是が非でも廃止する。数値目標を決めて、それを毎月速報値として市長などに回覧し、福祉事務所ごとの成果を競わせる。まず、生活保護への入り口を狭めて、次に、生活保護から追い出せそうな人は追い出し、その上で数値を競わせて人事評価に反映させるというシステムがあったことが大きな原因と言われています。さらに、このような水際作戦ではなくても、生活保護を受けておらずに、離職などで所得が少なくなり、生活が困窮状態にある方々がたくさん見えると聞いております。

そこで、健康福祉部長にお聞きします。三重県の生活保護の現状はどうなっているのか、また、市部、郡部での差異について伺うとともに、このような現状を県としてどのように認識しているのかお伺いします。

また、いわゆる水際作戦は県内では行われていないでしょうねという質問。

また、水際作戦が起こらないような、どのような対応を行っているかお聞かせください。

最後に、生活保護を受けていないが、離職などで低所得となり、生活が困窮状態にある方々への福祉施策はどうなっているのか。

以上3点についてお伺いいたします。

〔堀木稔生健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（堀木稔生） 生活保護の現状等と、それから、離職者等に対する福祉施策について御質問いただきました。

まず、生活保護の現状についてお答えさせていただきます。

三重県の生活保護の現状といたしましては、平成22年1月現在で、県人口に対する被保護者の割合が、1000人当たり8.5人、被保護世帯数が1万1418世帯となっております。これを昨年、21年の1月と比較いたしますと、被保護者の割合が16.4%、被保護世帯数が14.9%の増加となっております。この被保護世帯の増加率は、平成20年度以前の過去5年の年間増加率が年平均2%から3%であることを考えますと、著しく高い状況となっております。

これは、解雇を理由とする生活保護の開始件数が、過去1年間で512件となっており、それ以前の1年間の件数55件と比べて非常に多いことから、経済不況によります離職者の増加が大きな要因であるというふうに考えております。

また、市部、郡部の状況を見ますと、市部における被保護者の割合は、1000人当たり9.0人、被保護世帯数は1万565世帯。これに対しまして、郡部における割合は1000人当たり4.7人、被保護世帯数853世帯となっておりまして、郡部に比べまして市部の被保護者の割合が著しく高いものとなっております。

なお、被保護の申請権を侵害するような行為、申請権を侵害していると疑われるような、議員御指摘のいわゆる水際作戦につきまして、本県におきましては行われていないというふうに考えております。

県といたしましては、経済不況に伴います要保護者の増加などの社会状況

の変化に対応できるよう、適切かつきめ細やかな生活保護制度の運用を今後とも関係者の会議とか研修、さらには監査の場などを通じまして福祉事務所等に指導助言してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、離職者等に対する福祉施策についてお答えいたします。

離職等で生活が困窮している方に対しましては、新しい、第2のと言われているが、セーフティネットといたしまして、離職者等の生活や求職活動を支援するため、ハローワークや県求職者総合支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会などが連携いたしまして様々な取組を進めてきております。

主な支援内容といたしましては、一つは、就職や生活相談を受けるための相談窓口の設置でございます。二つ目は、生活や住宅に要する経費の貸し付けと給付でございます。三つ目は、自立向けでございますが、職業訓練による自立支援などをそれぞれの機関が連携しながら実施するところでございます。

県といたしましては、離職等で生活に困窮されている方々の福祉施策が効果的に実施されますように、関係機関と今後とも一層連携を図ることによりまして的確に自立に向けまして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

○13番（辻 三千宣） ありがとうございます。思ったより三重県においてはきちっと生活保護行政が行われているかなというふうに感じました。

生活保護に関する訴訟といいますと、朝日訴訟、非常に有名な訴訟があります。この朝日訴訟については、昭和60年代までは小・中学校の教科書にも載っていましたが、また、現在でも高校の教科書にはこの朝日訴訟のことについては記述されているようです。すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。憲法第25条の規定ですけれども、これに関して、朝日さんという方が、昭和32年の日本で、当時国立岡山療養所に入所していた方で、厚生大臣を相手取って、日本国憲法第25条に規定するこの内容と生

活保護法の内容について争った行政訴訟です。これに関しましては、原告の主張は、当時の生活保護の基準による支給基準が低過ぎると思い、日本国憲法第25条、生活保護法に規定する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する水準には及ばないことから憲法違反に当たると主張して、提訴されたものです。

判決の第1審では、東京裁判所は、日用品費月額を600円に抑えているのは違法であるとし、裁決を取り消したということで原告の全面勝訴だったのですが、この判決が下ったのが昭和35年です。

第2審の東京高等裁判所は、日用品費600円はすこぶる低いが、不足額は70円にすぎず、憲法第25条違反の域には達しないとして原告の請求を棄却したということで、原告が敗訴したわけですね。そこで原告側は上告をしたんですが、その上告審の途中で朝日さんが亡くなられたもので、養子夫妻が訴訟を続けようとしたわけですが、最高裁判所は、保護を受ける権利は相続できないとして、本人の死亡により訴訟は終了したとの判決を下しました。ですから、最高裁の判決はおりなかったんですが、当時の最高裁判所の裁判長の横田喜三郎裁判長は、念のため判決という判決を下しました。これは、そういうことをする必要はないのですが、最高裁判所は、なお念のためとして、生活扶助基準の適否に関する意見を述べています。それによると、憲法第25条1項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に具体的権利を付与したものではない。何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定、判断は、厚生大臣の合目的な裁量に任されているとしています。つまり、この憲法第25条はプログラム規定と言っていいと思いますが、いずれにせよ、この朝日訴訟の事件、先ほど申し上げましたけれども、教育界でも非常に取り上げられていまして、60年代までは小学校の教科書にも載っていた。そして、高校の教科書にも今でも載っています。

そこで、今後の三重県における、先ほど、郡部は三重県、市部は各市が生活保護行政を行うわけですが、市町村合併によって県のケースワーカー

一のいわゆる仕事が少なくなってしまったということも言えないことはないのですが、そういった権限の移譲によって、現在、ケースワーカーの配置というのはどういうふうになっているか。それを一言聞かせていただきたいと思います。

○健康福祉部長（堀木稔生） 議員御紹介の、最近、特に市部において、生活保護、被保護者が増えております。そういうことで、市におきましても、生活保護のケースワーカーの増員には努めていただいていますけれども、実態としまして、それ以上に早い動きで被保護者の方が増えていきますので、なかなか追いつけていない状況がございます。

県といたしましては、被保護者にきっちり対応するためにも、また、職員の方にも負担がかからないような形で、できるだけ早く対応した人員の確保をしていただくように市のほうへお願いしているところでございます。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

○13番（辻 三千宣） それでは、以上で今のテーマについては質問を終わりたいと思います。

最後に、屋外広告物行政についてお聞きしたいと思います。

三重県における良好な景観づくりのためには、景観の保全とあわせて、景観を阻害する要因を排除することが大切だと思います。景観を阻害する要因の一つである違反広告物の是正を進めていくことも景観づくりに必要です。違反広告物の是正に向けた対策として、指導や周知、啓発など現在の取組状況はどうなっているのでしょうか。

また、良好な景観づくりは住民生活に密接に関係する課題であり、地域の状況に応じた規制、誘導ということが考えられます。そうした観点からも、屋外広告物の指導や許可の権限移譲が進められているようですが、その進捗状況はどの程度のものでしょうか。

さらに、三重県全体の許可を受けた屋外広告物の件数は何件でしょうか。

そして、無許可屋外広告物の実態と禁止区域における屋外広告物の状況はどんなものなのでしょうか、お尋ねいたします。

〔長野 守県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（長野 守） 屋外広告行政につきまして御質問をいただいております。

まず、屋外広告物の是正に向けました対策でございます。

屋外広告物の規制につきましては、三重県屋外広告物条例というのがございまして、この条例で良好な景観の形成、あるいは風致の維持、それから、公衆に対する危害防止と、この3点、三つの観点から、看板などに対しまして、面積や高さなどの規格、設置できない地域や物件などにつきまして必要な基準を定めて、県あるいは権限移譲を行った市町におきまして許可、指導をしているところでございます。

その違反の屋外広告物につきましては、県におきましては、建設事務所によるパトロールなどにより違反内容を確認するとともに、設置者であります広告主あるいは屋外広告業者への是正指導などを順次行っているところでございます。

また、業界団体、それから、権限移譲を行った市町を構成員としました協議会や、それから、研修会などを開催しておりますし、街頭での周知啓発活動なども毎年行っておるところでございます。

それから、それに当たりましての許可の基準でございますけれども、この許可の基準というのは、屋外広告物については2種類、分類がされておまして、店舗などの建築物やその敷地内に表示する自家用の広告物、もう一つは、設置場所の所有者とは関係なく表示する一般広告物、こういうふうに分類をされております。

三重県屋外広告物条例では、原則として、自家用広告物しか表示できない禁止地域、それから、許可を受けることによって一般広告物も表示できる許可地域に分けておまして、それぞれ許可基準を定めております。この許可基準は、国の屋外広告物条例ガイドラインなどを参考にしまして、壁面広告、それから、屋外広告、広告板、広告塔などの広告物の種類ごとに面積、高さなど設置できる規模の上限を定めておるところでございます。

それから、権限移譲でございますけれども、屋外広告物の権限移譲は、その屋外広告物などの景観に関する事務につきましては、住民に近い存在である市町において取り組んでいただくということが望ましいと考えておりました、屋外広告物事務につきましては、平成12年度から市町への権限移譲を進めているところでございます。

現在、ポスターや張り紙等の簡易なものを除去できる権限につきましては28市町に移譲しておりまして、また、許可や指導などの事務につきましては、鈴鹿市、津市、松阪市、大紀町の4市町に移譲をしておるところでございます。

引き続き、市町と協議の上、権限移譲を進めていくこととしておりますが、まずは景観行政を主体的に進める自治体としまして、景観法に基づく景観行政団体となっている市などを対象に協議を進めていきたいと考えております。

それから、違反の件数、是正状況というようなところでございますけれども、県におきます屋外広告物の許可件数というのは、新規・継続分を含めまして年間4万件程度となっております。

一方、許可を受けずに表示しているなどの違反屋外広告物は、現在3600件程度となっております、その是正状況につきましては、平成16年度に行いました屋外広告物の実態調査というのにおきまして、違反が判明しました広告物につきまして順次是正を進めているところでございますが、5年間で約2400件程度の違反屋外広告物の是正をしまりました。ただ、今なお違反屋外広告物というのは相当数存在はしております。

その違反内容につきましては、許可を受けずに設置をしているという手続違反が大体全体の9割を占めておりまして、設置者の把握を行いまして是正に取り組んでおるところでございますが、今後も引き続き是正指導に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

○13番（辻 三千宣） ありがとうございます。

もう一つ聞かせていただきたいんですけども、屋外広告物設置に許可を与える場合、内容とか色彩とかデザインについてもチェックするのかどうか。つまり、こんなどぎつい色を使った広告物はだめですよというようなチェックはできるのかどうか。そんなこともちょっと聞かせていただきたいと思います。

それと、屋外広告物条例の中に書かれた言葉でちょっと気になる言葉があったんですが、黄金比という言葉が記述されていますけれども、それについてもちょっと具体的に説明をしていただきたいなというふうに思います。お願いします。

○**県土整備部理事（長野 守）** 基準の考え方の中で、デザイン等のことでございますけれども、先ほど、許可基準は、広告物の種類ごとに面積、高さ、設置できる規模というのが上限として決められておりますが、デザイン、それから、内容につきましては、基準としては今ございません。これは、公序良俗に反しない程度の、それと他の法令に抵触しないというようなことであれば、表示することは可能というふうになっております。

それから、黄金比の件でございますけれども、実は、そういう基準のもとになっておりますのは、我々県といたしましては、本県の豊かな自然景観、それから、歴史文化、これらが守り伝えられてきた景観と調和したものとすることが望ましいというのが前提にございまして今の基準が設けられておるんですけど、こんな考えの中で、特に道路とその沿道におきまして、屋外広告物沿道景観地区というのを指定させていただくことができます。これは、その地域の特性に配慮いたしまして、通常の基準より厳しい基準を設けているという地区でございまして、現在、伊勢志摩地域や東紀州の地域で6地区ほど指定をさせていただいておるところでございます。

この中の一つに、伊勢市内の県道鳥羽松阪線度会橋から、県道伊勢磯部線浦田橋までの間でございますけど、これを伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区というふうに指定をさせていただいておまして、これは、先ほど申しましたように、通常の許可基準よりも厳しい基準ということで内容はなってお

るんですけど、それ以外に、先ほど先生がおっしゃっていただきました黄金比でございますけれど、広告板の縦横の比率ですね、これを最も均整のとれた美しい比率の一つとして考えられてきました、いわゆる言われております黄金比というのを参考にさせていただいて、そういう比率をこの中で決めさせていただいておるといことでございます、伊勢志摩地域にふさわしい落ちついた景観の形成を目指しておるとい、そういう地区が6カ所ございます。

以上でございます。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

○13番（辻 三千宣） ありがとうございます。30年前、40年前と比べますと、確かに広告物の景観というか、非常にきれいなもの、また、環境に配慮したデザインとか色彩とかが使われているようですし、前ほど多くの広告物が掲出されているというような状況でもないの、そういった県の行政がしっかりと行き渡っていったのだろうというふうに評価をさせていただきたいと思ます。

近鉄中川駅の線路がちょうど三角みたいになっていまして、大阪線、名古屋線ということで、三角地帯みたいなどころがありますけれども、そこに看板が数件立っております。普通、鉄道の路線から100メートル以内に看板を掲出してはいけないという条例の規定がありますけれども、中川駅のあの看板についてはどういう扱いをされているのか、最後に聞かせていただきたいと思ます。

○県土整備部理事（長野 守） 中川駅の周辺につきましては松阪市でございます、権限移譲を松阪市にさせていただいております。ですから、その地区につきましては、恐らく松阪市さんのほうで許可を出されて、看板設置ということになっておるといふふうに思っております。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

○13番（辻 三千宣） 確かに市のほうへ権限移譲されているというのはわかるんですけども、屋外広告物法という法律もありますし、また、三重県屋

外広告物条例、この条例の内容に従って松阪市もそういった屋外広告物行政を仕切っているんじゃないかと思えますけれども、松阪市がどう判断したのかということも聞きたいところですけれども、今日はこの辺で私の一般質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

休 憩

○議長（三谷哲央） 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（野田勇喜雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（野田勇喜雄） 県政に対する質問を継続いたします。22番 青木謙順議員。

[22番 青木謙順議員登壇・拍手]

○22番（青木謙順） 失礼いたします。自民みらい、津市選出の青木謙順でございます。

現在、世間のほうでは冬季オリンピックフィギュアスケート女子、テレビにくぎづけの方もあるわけでございますけれども、県議会棟は別世界でありますけれども、真剣に議論させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

ちょうど1年前の質問日も、偶然でございますけど2月26日。74年前は2.26事件のあった日でございます。直接関係ないのですけれども。昨年の一般質問におきまして、超高齢化地域における課題とそれに対する県の対応方針につ

いて質問させていただきました。特に、限界集落が多く存在する中南勢地域や東紀州地域の抱える課題と対策について、知事も覚えてみえると思いますけれども、幾つもパネルを使わせていただきましてお伺いをさせていただいたところでございます。

超高齢化地域のあり方調査の対象となった中山間地域等にある県内856集落のうち、高齢化率が50%を超える集落は153集落、約18%を占めております。特に中南勢や東紀州地域では、超高齢化地域の集落の割合が非常に高く、旧市町村別で言いますと、美杉、嬉野、飯高、宮川、志摩、南島、紀伊長島、海山、尾鷲、そして、熊野、紀和において30%を超えています。中でも山村や漁村ではさらに高齢化率が高うございまして、小規模集落ほど超高齢化地域の集落の割合が高いという傾向がございます。しかしながら、いろいろとパネルでさせていただきましたけれども、結論的に言いますと、そこに住んでみえる方は、様々な不便さがあるにもかかわらず、89.3%、ほぼ9割の方が今後も集落内に住み続けたい、そういうことを望んでみえるという事実でございます。

昨年の質問の際、知事からは、人口減少や高齢化が進んだ地域の置かれている状況には本当に厳しいものがあるとの認識のもと、こうした実態を踏まえて、市町とともにコミュニティーの再生や移住、交流の推進、地域経済の振興と公共空間の活用、安全・安心に暮らせる地域社会の形成といった方向性について検討して、整理をしてきているところであるとの答弁をいただきました。今回は、その方向性について、この国の形という長期的な視点で知事のお考えをお伺いしたいと思います。

言うまでもなく、日本は、少子・高齢化の中で人口減少に向かっていきます。限界集落あるいは消滅していく集落もどんどん増えてきます。行政効率だけを考え、人口の少ない集落が点在しているより、都市部を中心に、できるだけ人々がまとまって暮らしてくれるほうが行政サービスの面からも効率的であるという、行政だけの論理で将来を語るのは、いささか近視眼的な考え方ではないでしょうか。

日本の国土は非常に狭く、人口が減っていく中で行政効率を優先し、人々が安心して暮らせるところを狭くしていったのでは、国民一人ひとりの活用できる土地や地域の資源などはさらに少なくなり、決して国民は豊かになっていかないのではないのでしょうか。人口が減る中で、今有効に活用されていない土地や地域の資源をもっと活用することで、逆に国民一人ひとりの暮らしが豊かになり、少子化にも歯どめがかかり、ひいては人口が増えていくという長期的な視点も重要と考えますが、いかがでしょうか。

しかしながら、土地や資源などを活用するといっても、地域の道路や医療、教育、森林や漁港あるいはコミュニティーといった社会基盤が低下したのではこれらを活用できなくなります。こういった地域の社会基盤をきちんと維持しつつ、活用できる土地や地域の資源などをもっと有効に活用していくことが地方としての重要な役割と考えますが、いかがでしょうか。

そこで知事にお伺いをいたします。知事は、全国知事会においてもこの国のあり方を議論していただいておりますが、超高齢化地域や過疎地域の問題は、この国のあり方に通じるものがあると思います。超高齢化地域や過疎地域の価値を再認識し、それらの地域が抱える課題の解決に積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。知事の思いを聞かせてください。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、中山間地域等につきましては、これは地域住民の生活の場であるだけでなく、農林漁業が営まれるとともに、国土や自然環境の保全とか、あるいは良好な景観の形成、文化の伝承、こういった多面的で公益的な役割を担ってきております。しかし、人口の減少とか少子・高齢化が進む中で、その存立すら厳しくなるような、そういう集落が発生するおそれが指摘をされてきておるところです。

御紹介がありましたように、このため、県では、平成20年度に、中山間地域等のうち、高齢化率というのが人口の50%を超えているような超高齢化地域を対象にして実態調査をやりました。お話の中で御紹介もありましたけれ

ども、その調査の結果、地域の担い手が不足をし、集落の機能が低下していることや、地域経済の基盤が弱く、公共空間の管理も難しいというようなこと、それから、身近なサービスや移動手段に課題はいろいろあっても、大半の住民が今後も継続して居住を希望している、こういった実態が明らかになったところでございます。

このために、県といたしましては、こうした地域におきますコミュニティの再生とか、それから、移住、交流の推進、地域経済の振興、公共空間の活用、安全・安心に暮らせる地域社会の形成、これを今後の対応方向としたところでございます。

そこで、今年度は、関係部局におきまして横断的な協議をしながら、過疎市町等地域づくり支援補助金を活用いたしました交流・定住の促進や、地域の将来像の策定、みえ地域コミュニティ応援ファンド事業を活用いたしました、地域特性を生かした産業の振興、都市との共生によります農山漁村再生事業を活用いたしました三重の里ぐらしフォーラム、こういった具体的な取組を幾つも進めてきたところでございます。

また、今、こういう超高齢化地域を抱えております市町におきましては、集落再生に向けての話し合いとか、キーパーソンの発掘、こういった具体的な取組が始まっておりまして、さらには、市町が地域の実態について調査を行うなど主体的な動きも出てきておるところでございます。

今後のことでありますけど、県としては、引き続き部局横断的な取組、それから、市町と連携した取組、また、多様な主体で取り組みます「美し国おこし・三重」、こういった取組がございますので、こういったものを通じまして、自立・持続可能な地域づくりに取り組んでいきたいと、こう思っておるところであります。

それで、全国知事会のこの国のあり方に関する研究会のことについてお話がありました。まだ研究会の議論は途上でございます。しかし、例えば、ここの議論の中で、超高齢化地域とか過疎地域に関しましては、例えば、少子・高齢化、人口減少の進む地域から真っ先に切り捨てられるのではないか

というような指摘があったり、もっと思い切った少子化対策を国挙げて取り組むべきではないかといったような意見とか、国として農林水産業を成長産業として戦略的に位置づけるべきではないかというような意見、また、地方におきましても、競争条件が同じとなるようなハード、ソフト両面の対策が必要ではないか、こういった様々な意見が実は出ておるところでございます。この春、四、五月ごろまでにはまとめていかなきゃならないと考えておるところでありますけれども、以上、そういった意見も踏まえながら、やはり過疎の地域においても希望を持って生きられる社会というものをどう構築していくのか、そういったところに結びつけていきたいと、今考えておるところでございます。

〔22番 青木謙順議員登壇〕

○22番（青木謙順） 今、詳しく答弁をいただいたわけでありましてけれども、前半は何かこれまでの取組の紹介を繰り返していただいたという感があるわけでありましてけれども、後半、この国のあり方も含めて知事の思いも少し語っていただいたような気がいたします。

現在の限られた財源の中ですから、どこに選択、集中していくかということは非常に大切な問題であることは私も十分理解をしているところでございます。しかしながら、この、今知事も申されましたけど、この国の形をこれからどうしていくのかという将来への視点というのは非常に大事になってくると思います。一応この4月、5月にまとめるということで今期限を切られたわけでありましてけれども、現在の限られた財源の中で、当面は人口減少や高齢化が進んだ地域の衰退を緩やかにマネジメントというような視点だけではなくて、やはり将来の子どもたち、皆さんが豊かになるための未来への投資という視点も加えていただいて、この問題にぜひ積極的に取り組んでいただきたいと、こんな思いがいたします。

そういった思いを含めまして、実は前回の質問のときなんですけれども、私のほうから施策、いわゆる県の施策の進行管理や、それから成果について毎年の検証をきちっと実施をして、そして、議会にも報告をしてほしいという

要望をいたしました。今一部紹介もありましたが、当時の渡邊政策部長からは、今回の超高齢化地域の調査は政策部で実施しており、総合的な対策も、政策部が関係部局と調整しながらまとめていると。したがって、今後も政策部が中心となって関係部との連携をし、総合的に進めていきたい。いわゆる、どんと政策部に任せておくと、こういうような答弁を覚えているわけでありませう。あれから1年がたったんですが、先日の議案聴き取り会で、我が自民みらいの中嶋議員の質問に対して、小林部長のほうもこの調査について触れてみえたので十分認識はしていただいていると思っております。

しかし、正直なところ、私にはその取組がはっきりと見えてこないというのが、私が見えてこないだけなのか、皆さんも見えていないのか、それは少しわかりませんが、それどころか、実は、一方で、この1年間だけでも、地域医療にかかわる問題だとか、台風による災害など、本当に待たなしの事態が矢継ぎ早に起こっていると、こういうのが現実だと思います。まさに地域のピンチでございます。知事は、常々、ピンチをチャンスと、こういうことで言ってみえますけども、私は、ピンチの中でも手に負えないピンチについては、野放しにされてはどうかと心配しているところもでございます。今こそ、地域のピンチをチャンスに変えるべく、県としても積極的に行動を起こすときではないかと思っておりますので、後でいろいろこれから具体的な再質問をさせていただき、最後に少しまた触れたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そこで、1年前も心配してお尋ねしましたが、超高齢化地域の課題の中で特に重大な問題について改めて質問させていただきますが、まず、地域医療の問題でございます。

昨年の基本方針（案）が示されて以来、私の地元の県立一志病院に関して様々な動きがございました。少し振り返ってみますと、4月には、議会の常任委員会で公聴会が実施され、執行部ではパブリックコメントの募集が行われました。5月には、白山・美杉の自治会から一志病院の県立存続を求める要望書が提出されるとともに、基本方針（案）の地元説明会が開催され、た

くさんの意見が寄せられました。6月には、パブリックコメントや地元説明会での意見を受けて、可能性詳細調査事業の補正予算が上程されてきて、可決をされています。少し飛びましたが、時期が大分かかったわけでありませうけれども、11月には可能性詳細調査の結果が全員協議会で報告されてきて、その調査結果を踏まえた形で、1月の全員協議会において改革工程を含めた基本方針が提案されました。今月に入ってから、休会にもかかわらず2回も常任委員会が開催されてきて、参考人招致と執行部の聴き取りというのが行われたわけでありませう。この1年間の執行部の対応を私なりに評価をさせていただきますと、基本方針（案）にはびっくりしましたけれども、その提案に対するパブリックコメントの実施、それから、地元説明会の開催、それから、可能性詳細調査の実施までは納得がいくわけでありませう、特に可能性調査のときに県民の意見を受けて早急に補正予算が上程され、議会もそれを認め、実施されたわけでありませうが、しかし、その後のスケジュールに少し疑問を持っております。

私は、地元住民の理解を得ずに進めては成功するはずの事業も失敗してしまうと思っております。本来、可能性詳細調査は、パブリックコメントや地元説明会でいただいた意見を受けて実施された調査であったと私は記憶しているんですけども、その調査結果の説明が広くは行われておりませうでして、また、パブリックコメントなどにより調査結果に対する県民の意見を聞くといったことも実施されておりませうので、基本方針が提案されたのはどうだったのかなと思っております。

また、先日20日には、志摩市で開催された住民説明会の様子が新聞等でも大きく報じられました。白山・美杉地域の方々にとっては、自分たちの説明会はいつあるのかなと、不安な気持ちでも受けとめられたことと拝察するんですけども、そこでお伺いいたします。

調査結果の公表から基本方針の提案までの間に、住民を対象とした説明会が開催されなかつたのは、いろいろ事情はあろうと思っておりますが、今後、どのタイミングで、いつ開催の予定なのかをお伺いしたいと思います。もし具体

的な予定がないのならば、早急に機会を持って直接住民の声を聞いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、基本方針の内容について、一志病院は今後も引き続き検討となっていますが、検討の方向性はどのように考えているのでしょうか。他の議員さんからも質問があったと思いますけども、民間譲渡の案はそのままになっていますが、売却先を探すだけの検討なのか、それとも、例えば、今後、家庭医療の拠点としての位置づけや県営としての継続など、もう少し幅のある検討が行われる予定なのか、検討の内容について具体的に答えにくいところもあるかもわかりませんが、今の段階で言えることをお願いしたいと思います。

○健康福祉部理事（浜中洋行） 住民への説明会についてでございますが、可能性詳細調査結果等につきましては、住民の皆さんへ説明を行うため、時期、方法などについて津市等とも協議をしてきたところでございます。これまで、1月14日及び19日に自治会の役員の皆さんには説明を行わせていただきました。また、当分の間、県立県営で運営していくこと等につきまして、地域住民の皆さんに説明をさせていただきたいというふうに思っております。

県としては、引き続き津市など関係者と協議をして、適切な時期に住民の皆さんへ説明する機会を持ちたいというふうに考えております。

それから、一志病院につきましては、先ほど言いましたように、当分の間は県立県営で運営するというところでございますが、平成24年度以降について、こころの医療センターや病院事業庁を含め、一志病院をどのような組織で運営していくのかなど、三重大学や津市とも協議、検討を行い、改めて工程としてお示しをしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔22番 青木謙順議員登壇〕

○22番（青木謙順） ただいまの理事の答弁ですけども、今後の検討結果も含めて住民説明会が開催されると理解させていただいたわけでありまして、その方向で進められるよう要望しておきたいと思っております。

さて、県立病院改革が始まったところの一志病院は、緩和ケア問題によって

病院崩壊の危機と言われていた状況にございました。しかし、その後、現在の飛松院長を中心に、家庭医療の実践フィールドとして懸命に努力され、病院の状況は大きく変わってきております。

実は、院長は、私と同じ津市白山町で御家族と一緒に住まいですから、病院の集いとか、それをはじめとして地域の行事、子育て支援の行事とかいろいろあるんですけども、よくお会いするんです。先週も改めてお話を伺ってまいりました。1時間の懇談の中で何度も言われた言葉が耳に残っているんですけども、早く家庭医療としての位置づけが欲しいと、こういう言葉でございました。

一志病院は、現在、地域住民の評価も高まりつつありますし、三重大学からも非常に高い評価をされていると伺っております。今後の検討を進める際には、やはり時代、時期も変わってきておるわけでございますし、環境の変化についても十分に考慮していただくことを強く要望したいと思います。

私も、地域医療を守るためには病院改革というのはある程度必要であると認識はしております。しかし、可能性詳細調査を受けて、一志病院の検討が継続されることになり、こころの医療センターの単独全適と病院事業庁の廃止が先送りになるようにも見えるわけでもありますけども、一志病院については、基本方針の方向性の中で、保健、医療、福祉の領域にまたがる高齢者ケアの充実が必要と示されております。また、家庭医療のモデル的な取組というのは、非常に政策色が強い取組であると思いますので、個人的には、経営の効率性を重視する全部適用よりは、健康福祉部所管としていただくほうが、福祉分野や高齢者ケアの取組も円滑に進むと思いますし、医療面でも、飛松院長が目指してみえます家庭医療のセンターとして位置づけて、一志というものを拠点にしながら、例えば伊賀地域とか志摩地域などへ家庭医を派遣するような方向の展開というのもできないかなと、これは個人的に期待をしておるわけでございます。

先日の代表質問、自民みらいの貝増団長も、こころの医療センターと一志病院を管理するために病院事業庁という組織を継続するのも、少し無駄が多

くて、改革全体を遅らせるのじゃないかという指摘もなされました。この病院改革の着実な遂行は、美し国とあわせて知事の3期目の重要な施策であると思いますので、このような考え方も改革を推進するための一つの提案としてお聞きいただいて、様々な方向性を検討していただく中で最善の対策を見出していただく、これが職員の方のモチベーションも上げていくのではないかと考えております。

最後に、改めて一志病院は私どもの地域にとりましては、住民にとりましてはなくてはならない病院でございます。今後の対応として、先ほど御答弁いただきましたが、地域への非常に丁寧な御説明、地元への説明に取り組んでいただく、もう一つは地域医療を必ず守るということを要望しておきたいと思っております。

次は、超高齢化地域課題、二つ目でございますけども、先日も他の議員から質問がありました名松線問題につきまして、私も名松線沿線住民の一人として、改めて私からもお伺いをしたいと思います。

昨年10月29日のJ R東海が行った記者会見の翌日にちょうど、30日ございましたけども、予算決算総括質疑で私も野呂知事に今後の対応について尋ねました。あれから約4カ月がたつわけでありまして、去る2月17日の知事の復旧を求める申し入れに対し、J R東海は、バス輸送が最も現実的という考えは変わらないが、県、市との協議には応じる意向を示したと伺っております。

今後におけるJ Rとの協議について、少し意見を申し述べたいと思っております。

まずは、災害状況の認識について、双方が非常に、相当の開きがあるように感じますので、すき間というか、間というか、そういったものを埋める努力を最大限していただきたいと思います。

二つ目は、J R東海は、これまで、赤字だからバス路線に切りかえるのではなく、安全・安定輸送が確保できないことが最大の理由であると主張しておるといことを私は認識しております。ならば、現在間引きをされている、いわゆる5往復しかない代行バスのダイヤを本来の8往復に戻すのが本筋で

はないのでしょうか。

実際、子どもたちの通学や高齢者の方の通院などに大きな支障を来しております。それでまた乗りにくくなって、また減っているという、そういう実態もあるわけでありますが、特にテスト期間中なんかは最悪であります。ないわけですから。親の負担も相当です、送り迎えとか。まずは協議の中で、県からJR東海に対して、代行バスのダイヤを本来の8往復にさせていただくよう強く要請する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、今後の対策ですが、例えば、1月だったと思いますが、津市民が中心となって名松線にSLを走らせる会が設立されたり、名松線の四季をテーマに写真展が各地で開催されるなど名松線復旧を強く望む市民の活動が活発になっております。県民の声のコーナーにも新しい方式の提案もあるようでございますけども、単にJRに対して復旧を求めるだけ、また、交通政策の視点から取り組むだけでは事態の進展が非常に難しいと感じるわけでありまして、県が名松線を一志病院に対する考え方と同じように、津市の一部としてとらえるんじゃないで、三重県にとってもなくてはならない大切なものとして県が主体的に取り組む、あるいは観光や過疎地域対策の視点も踏まえてアイデアを提供するといった対応が必要ではないのでしょうか。先日、遠方まで御足労いただきました政策部長に敬意を表して、御所見をお願いします。

○政策部長（小林清人） ちょうど去年の10月8日でございますが、台風18号によって名松線は、その後、家城から伊勢奥津、これ17.7キロメートルございますが、その部分についてはバスの代行運転というのが続いております。

名松線というのは、75年の長きにわたりまして地域住民の生活を支えてきたという路線でございます。こうした路線につきまして、地域に密着した路線につきましては、今までもそうでしたが、まずは地元の市や地域住民の方々のそういう積極的な御議論というのをいただきたいとは思っております。ただ、県としても、交通政策面としても大事な路線でございますので、去年、すぐに国のほうに対して、今休んでおります区間の早期再開をJR東海のほ

うに促すよう、国土交通省のほうにも言ってきたところでございます。

その後、JR東海の調査によりますと、安全・安心の面から山がかなり厳しいということがございましたので、11月から1月にかけて、踏み切り等に土砂が流入しているところ、これ16カ所ございました。その部分の上の部分ですね、沢から落ちてきていますので、その沢の不安定の箇所というのは34カ所ございまして、これ全部を上がっていきまして現地調査をしまして、その結果に基づきまして、JR東海のほうには家城—伊勢奥津間の災害前の状態への復旧、それから、津市さんが言っている、JR東海さんと協議するという場所、そういう場所への参加、そして、地域住民の方々との十分な話し合いという3点を申し入れてきたところでございます。その足で、中部運輸局に対しましても、監督官庁としての役割を果たしていただくような要請もしてまいりました。

その結果、今具体的な日程を詰めているところですが、中部運輸局の参加も得まして、代行バスの運転を含めて、今後の名松線の輸送体制について、それは先ほど議員のほうから指摘がございました代行バスのことも含めまして、津市とともにJR東海と話し合っていきたいというふうに考えております。

今、観光であるとか、地域づくりであるとか、確かに交通路線というのはそういう役割も担っていると思います。そういうことから大事だと思いますので、私は、まずは復旧していただくように、そういう形の部分で頑張っていきたいなというふうに考えております。

〔22番 青木謙順議員登壇〕

○22番（青木謙順） 実は、これまで、小林部長が行ってもらうまでは、世間ではいいましょうか、県の姿がなかなか、津市とか、それから自治会連合会の陰に隠れて全く見えないねという評判があったんですね。恐らくそれは調査とか、いろいろなこれからの取組の協議とか、それに時間がかかっていたのかなということの思うわけでありませうけども、これからいよいよ本格的な話し合いが持たれるということでございますので、津市がリードせんなら

んともありますし、観光とか地域づくりについてもともに協議しなければならないところもあると思いますけども、県には、関係の局、それから室もあるわけでありますので、そういったところもしっかりフル活用していただきまして、積極的に、英知を結集して、その話し合いに臨んでいただくというふうをお願いしておきたいと思います。

それでは、次に、地域の産業振興についてお伺いしたいと思います。これも、超高齢化地域にかかわってでありますけども、その超高齢化地域や過疎地域では、近くに就労の場がない、基幹的な産業もない、それから、子どもたちが定住できない、また、Uターンや移住者を期待できないという非常に大きな問題がございます。

1月1日付の伊勢新聞だったと思いますけども、野呂知事と社長との対談が掲載されておりましたが、その対談の中で、知事は、これからの産業振興を考えると、地域密着型の産業構造は、より重点を置いてやっていかなければならない。県は、第1次産業の6次産業化、いわゆる農商工連携といった施策をさらに強めながら地域密着型産業、あるいは環境という側面も含めた循環型産業、雇用の観点から福祉産業をしっかりと進めていかなければならない、こういった趣旨の御発言をされております。これについては私も大いに賛同するところでございます。先日も、三重県商工会連合会会長であります藤田議員も触れられておりましたけども、特に地域密着型産業というのは非常に大事であります。超高齢化地域や過疎地域においては、豊富な農林水産物や良質な自然資源など地域の資源を有効に活用したビジネスや地域のニーズに対応したビジネス、すなわち地域密着型の産業を基幹産業として育成拡大し、地域の活力、雇用を生み出すことが非常に重要であると思っております。

現在、県では、県内で培われた製造技術や豊富な農林水産物などを生かした地域密着型ビジネスを新たに開始しようとする個人の方や中小企業に対していろんな支援が行われてございます。そして、こうした取組により、超高齢化地域等においても地域密着型産業の芽生えとも言える事業がぽつぽつと

立ち上がりつつあると伺ってもおります。加えて、今後は、市町との連携や、地域の多様な主体による広域的な取組への支援に重点を置くべきではないでしょうか。

例えばこんな例がございますが、住民と民間業者、津市で構成する津市白山町地域経営推進協議会の白山・美杉湯けむりコミュニティ拠点づくり事業というのがあるんです。この取組は、地域住民が主体となって、企業や各種団体、行政と連携して、地域の魅力を生かした新しいサービスや仕組みを生み出すことにより、地域の活性化を図ることを目的としております。国交省のモデル事業として、現在、郵便など地域で必要な生活サービスの提供や特産品の販売実験、それから、林業体験プログラム、トップアスリートを招いてのファミリーゲームズなどスポーツイベントに取り組んでおられます。

先日、私も、開催されたイベントに参加してきました。いろいろ参加しながら感じるものがあつたわけでございますけども、その日ではないんですが、これ何だと思いませんか。(現物を示す)知事、よく御存じですね。これは杉玉。杉玉づくりという体験学習があるわけでございますけど、これは大きいですけども、小さいのもございまして、中にわらでしんがありまして、そこへ差し込んでいきまして、ずっとこう、ぱさぱさとなるんですけど、それを丸く刈っていくということでございますけども、非常に杉ということでちょっと敬遠される方があるようでございます。これは実は接ぎ木で、クローンでつくっておりますので、花粉とは関係ございませんので。そういうことで、これは非常に刈り取つてあるわけでございますけども、これをビジネス化していこうと。いわゆる消臭剤とかアクセサリーで、一部では非常に人気がございます、この辺まだまだ広がっていませんので、ここで紹介させてもらっているわけでございますけど、こんなことでございます。

そういった関係者に事業にお邪魔したときにお話を伺つたんですけども、今回の取組は県行政のかかわりは全くないということでもございましたけども、こうした取組は地域密着型産業の核になると期待されます。ぜひビジネス化したいと言つてみえましたので、よろしく申し上げます。

しかしながら、こういったいろいろなアイデアをたくさんの方がお持ちでございますが、私には、そういった事業が今後拡大発展して地域の基幹産業に育っていくというイメージというか、過程がなかなか、まだまだ描けないというのが本音でございます。県の現状の取組では不十分じゃないだろうか。とても基幹産業になり得る状況にはないという感じがいたします。みえ地域コミュニティ応援ファンドなどで現在地域に密着したビジネスが生まれつつあるんですけども、今後、それらの取組を、芽生えがされておるわけでありますので、どのように育てていくのかをさらにお聞きしたいと思えます。

○農水商工部理事（林 敏一） みえ地域コミュニティ応援ファンドにつきましては、平成19年度から10年間の計画ということで組成をし、ファンドの果実により助成を行っているというものでございます。

これまで、平成21年度までで69件助成対象ということで採択をさせていただいています。いろいろな中身はございますけれども、地域の住民の方が地域の多様な主体、いろいろな方と連携をされて新しいビジネスに挑まれるというものが出つつあるというぐあいに認識をしております。

計画期間はまだございますので、これからもファンドの助成を通じまして、地域の資源を活用してといったような形でビジネスとして挑もうという事業者の方を掘り起こしていきたいということで考えております。

ただ、それぞれの運営主体は、やはり中身を見せていただきますと、経営の基盤が必ずしもしっかりしたものではないという方が多うございます。そういうことで、これからもファンドによりますスタートアップの支援に加えまして、現在は、産業支援センターにおいて、例えば事業計画のブラッシュアップの講座であるとか、人材の育成のセミナーであるとかいうことを実施させていただいています。それに加えまして、経営のノウハウであるとか、あるいは収益性の確保のための支援ということで進めてまいりたいと、このように考えております。

22年度については、商品づくりの支援ということを少し取り入れまして、

プロのバイヤー、仕入れ担当の方ですとか、あるいは消費者の意見、顧客の意見を入れるような形での商品づくりの支援あるいは販路の拡大に向けまして、近隣の都市圏における、事業の中でつくられた商品の展示であるとか、そういったものを進めて、意欲的に取組を進めていただく事業者を支援してまいりたいと、このように考えておりまして、さらにまた、地域における取組は、地域のプレーヤーと申しますけど、そういった人材をさらに掘り起こしていく必要もあるかということで考えておりまして、県が進めております「美し国おこし・三重」の中にサポーターズクラブ、取組を応援しようという皆さんがお見えですが、この中のサポーターズクラブの県外在住者の方にも御協力をいただいて、三重県内の各地域の地域資源、あるいは観光資源それぞれに魅力を感じていただく方にUターンしていただく、あるいはIターンしていただくことで新しい起業家を呼び込んでしようということで、そういった取組も新たに進めてまいりたいと考えております。

先ほど議員からもお話がございましたが、地域におけるいろんな取組が、地域のビジネスとして自立あるいは持続していただくということには、やはり地域内での協力といいますか、地域でお取り組みいただくことが非常に重要ですので、市町はじめ商工団体、あるいは農林水産の団体、さらには金融機関、そういったもろもろの団体と連携をしまして、さらには、先ほど申しましたが、「美し国おこし・三重」のそういった取組とも連携をしまして、地域の特色のある地域資源が活用されて、地域内に新しいビジネスが育っていく、そういったものに向けて取組を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔22番 青木謙順議員登壇〕

○22番（青木謙順） これまでの取組状況、それから、起業家のことも触れていただきましたし、市町、団体の連携強化ということも触れていただきましたので、大いに期待したいと思います。

ちょっと時間がたってまいりましたのでまとめに入りたいと思いますが、先ほどから紹介させていただいている地域医療、それから、名松線、地域密

着型産業などの地域振興、超高齢化地域の抱える問題についていろいろお伺いしてきましたですが、やはり一番問題なのは、県の縦割りの体制の中で、それらの課題が別個の課題としてそれぞれの担当部署だけで議論されていることだと私は感じております。

そこで、推進体制について提案させていただきたいと思うんですけども、今までお伺いした課題は、実は相互に関連していると思います。どれか一つだけ解決すればよいというものではないと思います。午前中の山本議員も、医師が減れば過疎が進むと言われたんですけども、例えば、仮に、これは万一、希望しているわけではございませんけども、名松線が一部廃止されてバスになった場合、病院や産業の問題がその時点で解決できていなければ、いずれはバスも危ない。この地域を守ることができない、そんなことを思います。

超高齢化地域や過疎地域を守る取組は、県民の未来への投資であります。皆さんも御承知のとおり、中南勢地域や東紀州地域の超高齢化地域、過疎地域には本当に豊かな自然が広がっています。森林は、水源を涵養し、県土を保全するなど私たちの暮らしを支えていますし、里山など身近な自然は、安らぎや憩いの場ともなっています。でも、今は活気がなくなりましたけども、街道沿いの交流、そして、海、山の幸に恵まれて栄えた地域も多く、貴重な歴史遺産や独特の祭り、風俗、習慣、工芸品、食に至るまで様々な文化が残っています。そして、何より、知事も大事にされていると思いますけども、こうした地域では今なお人と人のきずな、人と自然とのきずなを大切に心が暮らしの中で受け継がれていると思います。

超高齢化地域や過疎地域の豊かな自然、歴史文化遺産、きずなは、県民全体の非常に貴重な財産でございます。これらを県民の豊かさの向上に役立てるとともに、健全な姿で後世に引き継ぐことは、今を生きる私たち世代の責務でありますし、そのために住民自らの努力や市町の取組は重要ですけども、やはり県の果たす役割というのは非常に大きいと感じます。

昨年出されました調査結果を踏まえた検討課題には、そのまとめを常任委

員会等で出された資料を見せていただきますと、三つ上げられています。1、全庁的な総合推進及び調整の体制整備、2、中間支援機能、組織の構築、3、市町との情報共有の場と書かれています。しかし、私が見る限りかわかりませんが、現在の県の取組は十分とは言えません。

また、経済性や効率性にとられ過ぎていること、縦割り行政になっていることなどの問題もございます。

そこで、超高齢化地域や過疎地域の課題の解決に部局横断的に取り組み、例えば東紀州対策局のような組織を新たに設置し、総合的に施策を推進していくことを提案したいと思いますけども、いかがでしょうか。

○政策部長（小林清人） 御提案ありがとうございます。渡邊政策部長からも、この超高齢化地域については引き継ぎを受けておまして、今年度政策部としても、窓口になって、いろいろな部、それから室とともにいろいろ協議をしてきたところでございます。そして、それを具体的な事業にも結びつけてきたところでもございます。確かに、おっしゃるように、超高齢化地域、過疎地域、中山間地域については、課題の解決に向けては総合的な取組が必要だというような形は私もそう思います。今現在もそういう形でやっておりますが、県と市町でつくります連携・協働協議会等の活用もこれからもやっていかなくちゃいけないという形で思っております。

ただ、例えば中山間地域という部分を一つの部局みたいな形の部分でしていくと、かなり大きなエリアを対象としていかなくちゃいけないんじゃないか。それからもう一つは、例えば農業政策なんかも、今現在は、単に産業政策だけではなく、公益的機能であるとか防災面であるとか、そういうものをやっております。そういうところをうまく私どものほうが調整役になりながら、こういうことをまずは今現在は進めていきたいなというふうに考えております。

〔22番 青木謙順議員登壇〕

○22番（青木謙順） 言葉は優しく、小林部長の本当に人間性が出ているなど、温かい方だとふだんから思っておりますので、そうやけど、中身をじっくり

聞いておると非常に冷たい答弁ですな。これだけ私もいろいろな角度から思いもぶつけながら、ずっといろいろ対応もしていただいていると思うんですけども、何かこう、政策部が、予算もなかなかなくて、絵だけはかいてみえるとは思いますが、そういったこと、その調整役、それはわかるんですけども、各部局がそれぞれ頑張ってみえるのをうまく調整しながらという言葉は非常にきれいにされているんですけども、過疎地域がこれから置き去りになっていく、見捨てられるという、その危機、危機ですよ、これ。危機感が感じられないというか、もっと汗をかいてほしいし、非常に世間の思いというか、政策部ですから、政策をつくるというようなことがもう少ししっかり欲しいんじゃないかというのを感じました。率直な感想です。

国の動向というのも今あるんですけども、この3月末で期限が切れる過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法ですけども、2016年3月末まで延長することとして、今国会に過疎法改正案を提出することが与野党で合意されて、改正後は、道路建設などハード面に限られていた過疎債の対象が、交通手段や地域医療の確保、集落の維持、活性化といったソフト事業にも使えるようになることも伺っております。本県では尾鷲市と鳥羽市が新たに指定される予定だそうでございますけども、県としても、国のそうした動きに的確に対応して、イコールではございません、超高齢化とこの過疎地域はイコールではないですけども、その傾向にあることは間違いございませんので、新しい制度のメリットを十分引き出せるような体制を整える必要があると考えますので、実はちょっと時間もなくなってきたので、あっさりでございますけども、(パネルを示す)この図は和歌山県の2月に発表された来年度の取組なんです。

いろいろ、過疎集落再生活活性化支援、6年間に5億円程度等々と具体的に出ておりますけども、これは新聞報道なのでどこまで確かかどうかわかりませんが、既に和歌山県では、こうした国の動きを踏まえて、本年4月の機構改革で過疎対策に特化した部署、過疎対策課の新設を決め、2010年度から6年間で今のようなことをしようとしております。和歌山県とは隣接してお

りますし、紀伊半島3県交流事業も盛んに行ってみえます。

三重県におきましても、調査の結果をきちんと県政に反映していただきまして、先ほどの答弁から、まあまあそう言いたくないですけども、政策部が無策部と呼ばれやんでええように、優秀な知恵を結集していただきまして、本当に頑張っていたきたい。そして、超高齢化地域、過疎地域対策に積極的に取り組まれることを要望しておきたいと思います。

では、次の質問に移ります。障害者自立支援法の廃止が言われる中で、小規模作業所に対する県の補助制度など支援策は今後どのようになるのかについてお伺いしたいと存じます。

障害者自立支援法の廃止が厚労大臣から表明されまして、昨年12月に障がい者制度改革推進本部が閣議決定により設置されました。また、その後、障がい者施設の推進に関する事項について意見を求めるため、障がい者施策推進会議が開催されています。この新たな制度設計については3年から5年がかかると言われており、当面は利用者負担の軽減策を拡充するだけで、この間は今の障害者自立支援法が継続されると聞いております。

そういう中で、小規模作業所は法定外の施設であり、平成23年度末の経過期間までには障害者自立支援法に規定する新体系への移行が求められていますけども、この法定制度への猶予期間までは県の運営費補助制度が適用されているところがございます。また、現在の小規模作業所設置運営要綱では、聾重複障がい、薬物依存など、障がい特性を考慮して、少人数で特有の対応を求められる障がい者の方たちには、いわゆる小規模拠点事業として、新体系への移行とは別に、新たな設置も認められたところがございます。

先日、2年前に津市でも立ち上がりました工房ひまわりとともに歩む会が主催の、聾重複障がいについて語る会に参加をさせてもらったんですけども、現場の方たちのお話を伺ってみますと、新体系移行、それから、障害者自立支援法の行方など、将来に向けてどのようになるかの戸惑いや不安を抱えてみえます。また、昨年10月の予決の総括質疑でも、私は薬物依存の社会復帰支援についても質問させていただいておるんですけども、そこでお尋ねをし

たいと思います。

小規模作業所に対する新体系への移行の県の方針や支援策はどうなるのでしょうか。また、聾重複障がいや薬物依存など障がい特性を考慮した少人数で特有の対応を求められる障がい者の方たちの、いわゆる小規模拠点事業の作業所は、平成24年度以降も県の事業として存続されると考えていいのでしょうか、お尋ねします。

〔堀木稔生健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（堀木稔生） 小規模作業所の今後についてお答えさせていただきます。

議員のほうからも御紹介がございましたが、障がい者施策につきましては、国の政策転換によりまして、障害者自立支援法の廃止を含む抜本的な見直しが行われることになりまして、内閣府に障がい者制度改革推進本部、また、新たな制度設計につきましては、障がい者の方たちが参加され、また、事業者の方も参加される、また、学識経験者も参加される、障がい者制度改革推進会議において、現場に見える方の意見を聞きながら、これから3年から5年かけて審議されるというように伺っております。

小規模作業所につきましては、現行法のもとでは、法人格の取得や利用人員、職員配置など一定の要件を満たす法定施設への移行が求められるところでございます。このことから、県といたしましても、移行に必要な支援や会計基準の研修など、平成23年度末の経過措置期間終了までに新体系へ移行できるように具体的な支援策に取り組んできたところでございます。

今後でございますけれども、しかしながら、例えば議員から御紹介がございました、聞こえないこととか知的障がいをあわせ持つ聾重複障がいや薬物依存など、少人数で特有の対応が求められる幾つかの作業所に対しましては、法定施設への移行はなかなか難しいのではないかというふうに思われます。こうした作業所に対しましても、国の動向を見きわめながら、現行補助制度を検証いたしまして、障がい特性に配慮した支援のあり方につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

[22番 青木謙順議員登壇]

○22番（青木謙順） 今、いろいろとお答えをいただいたわけでありませうけども、地域の方やとかボランティアの方も参画しながら輪が広がっているという事実もございますので、どうぞ前向きに、24年度以降ですと今結論というわけにはいきませんが、前向きに結論を出していただきたいと思っております。

時間が来ましたので、あと、最後の新県立博物館に一言でございますので6分で十分なのでございますけども、控室の前の席で中森議員がにこにこしてみえるので、今日は何かあったのといつて聞いたわけでございますけども、そうすると、「先日、三重県議会出前講座で、博物館の建設がとてつわりやすかったです」と。「私は、県議会の人たちから、博物館のお話を聞くまでは、何で博物館があいていないのだろうと思ったけど、今まで以上の人々に来てもらいたかったから、もっといろんな人たちにも楽しんでもらいたい」とか、「三重県の人たちのことを考えてくれているんだなと思いました」と、非常に評価のある作文を見て、にこにこ、にやにやしてみえたわけでありまして、私も、先日、知事が、やっぱりそういう、議員のほうも博物館のイベントに参加してから物を言えというふうな発言がございましたので、1月30日に、みんなでつくる博物館会議2009に参加をさせていただきました。ともに考え、活動し、成長する博物館に向けてをテーマに、小学校5年生から中学校2年生までの子どもたちが参加する新博物館ティーンズプロジェクトなど、新県立博物館の開館に向けた、小・中学校がかかわる取組、本当に生き生きと発表されておりました。

しかし、成長過程において、自然科学やとか歴史文化への専門的な興味、関心は年代とともに高まってまいりますので、将来の進路選択がより顕著になる、例えば高校生とか大学生については、新博物館建設に向けた現在の取組やかかわりが余りまだ薄いほうかなと思うんです。また、生涯学習に対する意欲を持ってみえる社会人についても同じことが言えるのかなと思うんですが、例えば、私は今教育の委員会に入っておりますけども、高等学校は、

新学習指導要領の中で博物館という文言が何度も出てきておりまして、特に、地理、歴史、数学、理科分野や総合的な学習の時間における学習、実験、討論、ワークショップの場になることを期待しております。

さらに、県内高校の文科系を中心とした部活動との関係を深め、時には博物館の展示やイベントにあわせて、空きスペースなどでミニコンサートや演劇を発表することも考えられます。

それぞれの世代の興味や関心が高まる取組について、今後どのようにしていくのかをお尋ねしたいと思います。

〔安田 正生活・文化部長登壇〕

○生活・文化部長（安田 正） 新博物館の開館に向けましては、調査研究、収集保存、活用発信といった博物館活動に県民の皆さんが世代を超えて幅広く参加、参画できる場づくりや環境整備、学習プログラムなどのソフト面の開発など、県民の皆さんとの取組の中でともにつくり上げていきたいと考えております。

例えば、現博物館が平成18年度から進めておりますサポートスタッフの活動でございます。170の方が今サポートスタッフとして活動していただいておりますけど、今年度は、生き物、化石、歴史などのグループ活動や研修会などへ参画をするとともに、現県立博物館が実施をしております行事などの支援も行っていておりますし、この1月30日に開催をいたしました、みんなでつくる博物館会議におきましては、スライドによる活動報告やパネルや体験型の活動紹介のコーナーも自主的に企画、実施をさせていただいております。

このほか、現博物館が募集をして実施をしておりますアサギマダラのマーキング調査、それと、干潟の観察会や、地域の学校や県民の皆さんが参画をして実施をいただきましたミエゾウの足跡化石調査や、地域で活動する団体などと一緒に取り組んだ地域資料の調査など、具体的な地域のテーマに即した多様な取組の中で、博物館活動や博物館を活用することに親しんでいただくことが基本であると考えております。

また、古文書の調査の講座のように、博物館活動に具体的に参画をしていただくための人材育成、能力開発についても取り組んでおります。

今後は、展示設計の詳細が明確になってきますので、新博物館で提供いたします参加型の展示手法、企画展示のテーマや実施方法、体験型のプログラム、フィールドワークの実施内容などについて県民の皆さんとともに試行的な取組を交えながら検討をしていくことにいたしております。

御提案のありました。

○副議長（野田勇喜雄） 答弁は簡潔に願います。

○生活・文化部長（安田 正） 高校生や大学生につきましては、高校や大学とも連携をいたしながら、より専門性の高いプログラムにより、文化や自然環境に興味を持っていただきますような取組や、博物館の現場体験プログラムのように、将来の進路選択に貢献する取組を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

[22番 青木謙順議員登壇]

○22番（青木謙順） 時間が来ておりますけども、三重県の高校生の中には、遠方にかかわらず国立博物館に何度も行っている生徒がいるようでございます。そんな魅力のある博物館にさせていただくことをお願いして、質問を終わります。（拍手）

○副議長（野田勇喜雄） 28番 藤田泰樹議員。

[28番 藤田泰樹議員登壇・拍手]

○28番（藤田泰樹） 新政みえ、四日市選出の藤田泰樹です。議長のお許しを得ましたので、本日4番手、最終バッターになりますが、御質問をさせていただきますと思います。

今日は、先ほどの青木議員のお話にもありましたように、オリンピックのほうが一番の人気種目になっておりますフィギュアスケートの日でございます。残念ながら、先ほど速報をいただきましたら、浅田選手、2位だったみたいでございます。皆さんも御心配のことだろうと思っておりますので、そのこ

とだけはお伝えをしておきたいというふうに思います。

本当にこのところ一気に春めいてまいりまして、今日も演壇のほうに梅の花なんか、もう満開の状態で飾っていただいております。実は、この演壇の花飾り、私の知人も、生けるのにボランティアで参加をさせていただいております、いつもお会いすると、きれいな花をありがとうございますというふうにお伝えをしておるところでございます。そういった春めいた中で、かなり質問は厳しいものもございますが、ぜひよろしく御答弁いただきますようお願いをして、通告に従い質問をさせていただきます。

まず1点目は、県立博物館整備についてであります。県立博物館の整備について、速やかな整備を求める立場のほうで今日は質問をさせていただきたいと思います。

改めて今回の整備計画の提案までの経緯を振り返ってみたいと思います。

皆様御存じのように、現県立博物館は、昭和28年に建設された、いわゆる県有の建物としては最古の建物でございます。その老朽化に伴う建設計画は、昭和61年の県文化審議会による三重県における博物館構想の答申により始まり、平成3年の県議会、県立中央博物館の早期建設についての請願採択を受けまして、平成5年にはセンター博物館基本構想、6年には基本計画、7年には展示基本計画と相次いで提出されて、同時に、公文書館についても、平成7年に基本計画が策定されております。しかし、経費の面から、同一施設内への設置と変更され、続いて、箱物抑制の流れにより平成10年に白紙撤回。まずこれが1回目です。その後、新しい博物館を考える懇話会が設置され、平成11年に新しい博物館についての提言が懇話会から報告され、14年、県議会で、三重県における自然系博物館整備を求める請願が採択されました。検討の結果、結論が得られず、博物館検討プロジェクトが設置され、16年にこのプロジェクト会議より提言を受け、平成17年に当面の方針が示されております。この方針は、現博物館の改修と移動展示の方向でしたが、改修に多額の費用がかかるということで、これも中止になっております。平成19年に改めて文化審議会へ新博物館のあり方について諮問がされ、同年、議会から

も博物館整備に係る提言を行い、平成20年の審議会答申を受けて3月に博物館の基本構想が策定され、現在の計画にまで至っております。最後のところの基本構想の発表の段階の常任委員長をさせていただいていましたので、これにかける思いというの、またある意味、一つ強いものがあるのかとも思います。

何と、この23年の歳月の間、老朽化し、災害にも耐えられない博物館が放置され続けてきたこととなります。この間、学芸員をはじめ、博物館関係者の御労苦に対して、改めて敬意と感謝を申し上げるとともに、その中であっても、移動展示やイベントの開催、各地への指導等に取り組まれてきたことに御礼を申し上げたいというふうに思います。

このような経緯も踏まえ、現在行われています皆さん方の声を聞く場を改めて持っていただいておりますし、アンケート等も行っていただいておりますが、こういった聞き取りもしっかりと踏まえていただいて、ぜひ今回の博物館計画を進めていただきたく、これからの博物館の充実に向けて、何点か御質問をさせていただきます。

まず1点目。学芸員の充実と応援団のネットワークづくりについてであります。

先ほどの青木議員への御答弁の中でも、部長のほうからかなり答えていただいていたように思います。しかし、博物館は、何といたってもその資料の収集、整理、保管であります。三重県の持つ有形、無形の資料を収集し、整理し、保管がなされ、これをもとに県民に対し提示をしたり、さらに研究を図る、このことが大変重要でございます。また、集められた資料を有効に県民が活用できるように、博物館の応援団組織というものをしっかりと構築をしていただく中でつくり上げていくことが大事であります。既に取り組まれているところも先ほどの御答弁の中でありましたように、今後の充実のために、今後どのように、さらにそれを発展充実させていくのか、この点についてまずお答えをいただきたいと思っております。

2点目は、この23年の間に資料収集が遅れたり、散逸したものがないかと

いうことを危惧しております。

三重県で、現博物館ではとても受け取ることができないという状況がございましたので、他の施設へ流れてしまっているものがないのか、さらには、大宮の昆虫館や、耐震診断の結果、その建物が使えなくなっております藤原岳の自然科学館、こういったように、多くの資料を持ちながら、閉鎖だとか、縮小だとか、一部展示場所を変更するだとか、こういった取組を余儀なくされている博物館もあるわけでございます。

こういう中で、博物館ネットワークを構築するというお話もございましたけれども、このネットワークづくりとともに、こういったところへの支援、さらには資料の一時預かり等も大変重要なところだろうと思います。このことについての御所見も伺いたいと思います。

3点目は、先ほどの青木議員は高校、大学のお話をさせていただきました。現実的には、一番使われますのは、子どもの部分にとりましては小・中学生になってくるだろうというふうに考えます。今の博物館にしても、新博物館にいたしましても、常時そこへ見学に訪れたり、行事に参加できたりする子どもたちというのは、地域はどうしても、三重県は細長いですから、限られてしまいます。そうすると、日常的にそこへ来る場合には、例えば学校の校外学習であったり、社会見学であったりというようなことになることが多くなります。この場合、事前の打ち合わせ、学校とのですね、それから、訪問された後のフォロー、これをきちっとしておくことが次の訪問へ子どもたちをつなげることになりまして、また、興味をさらに膨らませることになっていくのではないかと考えます。

もう一つ大切なのは、教職員向けのいわゆる博物館への研修であります。これは現段階からでも進めることが可能だと思います。三重県には、県総合教育センターがございまして、ここは、教職員向けの研修を主に扱っておるわけですが、こういったところとしっかりと連携を図ることで、事前に教職員の方々にその内容、そして、活用方法等を研修していただき、そのことを踏まえて、例えば先ほど申しました校外学習や社会見学というものを持つ

てくれば、さらに充実した、いわゆる子どもたちへの教育も深まりますし、啓発にもつながるだろうというふうに考えます。この辺のことにつきまして、どのように現段階として取り組まれているのか、また、取り組まれていないのであれば、今後どのように取り組んでいくのか、現在の博物館プロジェクトのほうには教育委員会からも参加をいただいております。ぜひこういった点について今後のお取組をお示しいただきたいと思っております。

以上、1点目です。

[野呂昭彦知事登壇]

○知事（野呂昭彦） 私のほうからは、学芸員の充実や、それから、ネットワーク化の問題、県民参画等、そういったことについてお答えしておきたいと思っております。

新博物館につきましては、ともに考え、活動し、成長する博物館として魅力ある博物館活動を進め、広めていくために、専門職員としては多様な分野を網羅いたしました学芸員体制、これを整えていくということは、御指摘のとおり大変重要なことでございます。

このために、実は、来年度、この平成22年度には3名の学芸員を新規採用いたしますし、そして、開館までには、館長を含めました計画的な人員体制の整備を進めていきたいと、こう考えておるところでございます。

それから、ネットワークについてであります。先ほど青木議員の御質問のお答えの中にも、応援団、サポーターとの連携も欠かすことができないので、それを広げていきたいという話がありました。170名からのこのサポートスタッフの活動とか、それから、地域を舞台に団体や学校、研究者などと一緒に取り組めます調査プロジェクト、こういった取組を通じまして、様々な人や団体とのネットワーク、これができつつございます。

今後は、これらの取組を一層充実、発展をさせてまいりますとともに、実は今年度から試行的に実施をしております新博ティーンズプロジェクトのことも会議でありますとか、みんなで作る博物館会議など、子どもから大人まで、多様な県民の皆さんが博物館活動や運営に日常的に参加、参画できる

仕組みと体制を整備してまいります。こうした取組は、全国でも例がない、極めて先進的な取組ではないかと考えておるところでございます。

先ほどから申し上げましたようなこういったことを通しまして、県民の皆さんと今後計画的に配置をいたします新博物館の学芸員とが一緒に活動する中で、地域と博物館の有機的なネットワークを広げ、三重の自然、歴史文化、これを保全、継承しまして、活用、発信をしていくための充実した体制を整えていきたいと考えておるところでございます。

残余につきましては、担当部長からお答えいたします。

〔安田 正生活・文化部長登壇〕

○生活・文化部長（安田 正） 私からは、地域の博物館や地域資料への支援、学校や総合教育センターとの連携についてお答えをさせていただきます。

新博物館は、三重の自然と歴史文化の資産の散逸、滅失を防ぎ、県民共有の財産として保全し、適切に次代に引き継ぐことを使命の一つとしております。地域資産を保全していくためには、現地保存の考え方にに基づきながら、市町など地域の関係機関をはじめとした様々な団体とのネットワークを築き、地域住民の参画を得ながら恒常的に地域資産の情報収集を行いまして、必要な対策を適切かつ早期に講じていくための体制整備を進めることが必要であると考えております。

このような整備を進めた上で、様々な事情から保存の危機に陥りました場合、新博物館は県立の博物館として地域資産の保全を第一に考えまして、県内博物館や関係機関との連携、役割分担のもと、最善の措置を講ずることができるよう取り組んでまいります。あわせて、災害時におきましても、この保全体制が速やかに対応できるよう日ごろから準備をしておくことも必要だと認識をしております。

また、新博物館は、この地域資産保全のためのネットワークを維持し、より強固なものとするために、関係機関とともにすそ野の広い地域資産の守り手の育成などにも取り組むことが必要であるとと考えております。

次に、学校の博物館利用につきましては、遠隔地の学校への配慮もしつつ、

まず遠足や社会見学などの学校行事に積極的に活用してもらうことを考えております。

さらに、博物館での体験や学習がその場だけに終わらず、発展的な学習につながりますよう、出前授業などによる事前・事後学習の体制や、子ども向けあるいは教員向けの資料作成などについても教育委員会とともに検討をしていきたいと考えております。

また、学校と博物館などの文化施設の連携につきましては、本年度、教育委員会とのワーキンググループにおきまして、子どもたちに本物体験を広める方策や教員の研修について議論が行われております。

今後、総合教育センターが実施する理科や社会などの研修を博物館で行ったり、学芸員が講師を務めたりするなど、総合教育センターとも連携を密にして具体策を検討していきたいと考えております。

あわせて、教員養成課程に博物館の活用を組み入れることも有効であると考えられますので、三重大学との博学連携協議の中でも検討をしていくこととしております。

以上でございます。

[28番 藤田泰樹議員登壇]

○28番（藤田泰樹） 御答弁ありがとうございました。

大変前向きな御答弁をいただきました。うれしく思いますが、特に、先ほどございましたように、遠隔地の学校等については、これまで行ってきました移動展示のようなものをさらに継続的に進めていただく中で、博物館への興味、関心をさらに引き立てていただく、こういったことも大変重要だろうと思います。先ほど出ておりました出前講座だとか事後学習に向けての派遣、こういったことも大変重要です。ぜひ取組を進めていただきたくお願いを申し上げます。

また、教育委員会との連携についても御答弁いただきました。大変重要なことになってきます。ただ、現段階では、まだまだ各学校への周知というものもそれほど進んでいるようには思いません。現場の声を聞きましても、博

物館の話がそんなに出てくるわけではありません。やはりこういったところをしっかりと押さえていくことがこれからの有効活用につながるようになると思いますので、ぜひ取組をよろしく願いをいたします。

知事のほうからも、現在行っている取組についてお答えをいただきました。実は、私が一番目に収集保管等の問題を上げさせていただいたのは、私自身ももともと理科の教師でございますので、実際に昆虫の標本であるとか、植物の標本であるとか、そういうものを自前で作成し、子どもたちに提示するために保管をしておりました。しかし、自身で、個人で保管できるというものは、どうしても期間も限られますし、なかなかいいものが自分の中にあっても、学校へ置いておいても、学校もそれほどしっかりとした保管施設を持っているわけではございません。そういったものが県下にはたくさんあると思います。また、三重県と申しますのは、自然系のことで申し上げれば、南北だけではなくて、非常に三重県の地形というのが、東西でしっかりと山によって隔てられているということで、東の植物もしくは動物、西の植物というような、いわゆる東西の比較というのも、この三重県というのは大変おもしろうございます。私も、個人的な話で申しわけありませんが、自分の卒業論文は、藤原岳における東西斜面の植生比較でございます。いわゆる南北ではないんです。普通、南限、北限というような言葉がよく言われますが、生物学的に見ても非常に三重県というのはおもしろい位置でございます。そういった意味も含めて、ぜひこういった資料の散逸を防いだし、しっかりとした保存、研究を進めていただくことをお願いし、二つ目に行きたいと思っております。

2点目は、真っ向知事に反対の立場で質問をさせていただきます。県立病院改革についてでございます。

さきの舟橋県議の代表質問、西塚議員の一般質問においても、現在の県立病院改革の基本方針への多くの問題点が指摘されたところですが、さらに申し上げるならば、本日の山本議員、青木議員、これらも大変いろんな問題点を指摘をされたという点においては同一であろうというふうに思っております。

これまで、私も健康福祉の常任委員会のメンバーでございます。実は、今回、健康福祉の常任委員会のメンバーが3人もこの場で質問をさせていただいております。いかにこれまでの委員会において執行部からの御答弁に納得できなかったのかというのを、逆に言いますと如実にあらわしているんだろうというふうに考えております。

特に私の場合、北でございますので、総合医療センターについて、この独立行政法人化について伺いたいと思います。

昨年度も、実は一般質問で、がんの問題で総合医療センターに御努力いただいている点についても申し述べたところでございます。引き続きまして総合医療センターの問題について御質問させていただきます。

まず、舟橋県議から提案がありました、平成25年度まで決算等を十分精査し、推移を見た上で改めて判断されてはいかがとする問題についてであります。

知事答弁によれば、決して収支の改善のみではなく、よりよい医療体制の構築のためであり、診療単価の改善は見られるが、100床を超える病床の閉鎖や患者数の減少傾向もあり、立て直しが必要ということでございました。収支の改善については、これまでの議論の中でもありましたので繰り返しは避けませんが、100床を超える病床の閉鎖の大きな要因は何であったのか、考えていただきたいと思います。

この大きな要因は、医師でなく、看護師の大量の離職によるものではなかったのでしょうか。平成15年、16年に看護師の中堅層が多く離職し、そのことにより新人が増え、夜間、深夜勤の体制を2対2であったものを3対3へ引き上げる、いわゆる新人が不安がらないようにということで3対3体制へ持ってまいったわけでございます。これらのことから、平成16年から病床の閉鎖が始まり、看護の充実を図るために、平成18年からの114床、現在の閉鎖状態にまで進んできたわけでございます。

その中で、病院の努力、事業庁も含め努力によりまして、看護師への研修体制の充実や互いのフォローアップの取組がなされる中で、こここのところの

3年間ぐらい、平成20年からは、その定着率の増加とともに、毎年20人前後の増員というものが図られるようになってまいりました。この結果、この体制ができ上がってきたことにより、昨年の10月からの7対1看護というものを総合医療センターで取り組めるようになり、このことが診療単価の引き上げへもまた貢献をしたということでございます。

また、健康福祉病院常任委員会に追加提案された資料によれば、独立法人化した先行事例の具体的な取組例として外来化学療法の充実なども上げられておりますが、実は総合医療センターではもう既に実施をされております。SPDの導入や複数年契約なども、現在の状況下の中で、じゃ、取り組めないのか。すぐにでも取り組めるものについては、今やるべきではないのかということになるわけでございます。

さらに、患者数の減少が大きいとのことではありますが、総合医療センターは、病診連携のための登録医制度の充実や医療体制の充実により、平均在院日数が減少し、延べ人員でカウントしていきます入院患者の数が大きく減少をしてきているということではないのでしょうか。逆に、この数字というのは、いわゆる経営ということから考えますと、評価されるべき数字ではないのかというふうに考えます。

また、病床数にありまして、平成22年度の看護師数であれば、7対1看護であっても、単純にカウントだけでいくならば、28床の稼働再開が可能であるというふうに試算されております。私どもの調査では、10床再開すれば、経営そのものが現段階でも黒字基調へ改善することのできるというシミュレーションもされております。

これまで述べてきたように、現在の地方公営企業法の全部適用の病院経営であっても何ら支障のあるものではないと考えるところであります。

これまでよく引き合いに出される四日市市民病院においても、地方独立行政法人化の議論がされましたが、時期尚早、検討は続けますがということで現在とまっているところでございます。

また、先日の西塚議員に対する知事答弁の中で、これは大変私は腹立たし

く聞かせていただいたんですが、市民の声として、昔の塩浜病院はよかったです、今の医療センターはよくないとか、市長も余り関心がなさそうというものであります。市民病院は初診診療から受け付けておりますが、医療センターは、これはよく萩原議員がおっしゃられることなんですけれども、基本、紹介診療しか受けないよということを前提で、塩浜病院から総合医療センターへ移したという経緯もございます。したがって、医療センターは、直接初診の場合は2700円という初診料を取っているはずで、これ、四日市市立病院の場合は1575円の設定であります。要するに、初診診療の抑制のために、もしくは病診連携を充実させていくためにこのようなシステムになっておるわけでございます。このことは、医療センターの設置のときの地元医師会の申し合わせが今なお続いているという証しであります。この登録医制度なんかをしっかりと持って、早く地域のお医者さんのほうへ返していくという取組も、この登録医制度で行われています。

このようなことを考えますと、交通アクセスなども含めれば、四日市市立病院のほうが病床数も多いですし、多くて当たり前。医療センターが初診の診療抑制に動いているというのも当たり前。なぜ、じゃ、この総合医療センターが大切なのか。それは、三重県における政策医療である高度医療、災害時の基幹病院、がん拠点病院、三次救急の、県下だけではなく、このごろは高速道路の関係で滋賀県からも救急を受けております。このような三次救急としての最後のとりでであります。これを考えると、なぜ県立直営でできないのか、甚だ疑問と言わなければなりません。

また、自治体病院において、医師、看護師不足が課題と言われますが、総合医療センターにありましては、医療確保についてはほぼ充足をしております。山本議員の質問の中で知事もお答えになっておったところでございます。三重大のほうも、この病院の重要さを理解していただいているあらわれであろうと思います。61の定足数であったものが、現有が86になっていると思います。93人まで定数が増えておりますけれども、これは、途中から、研修医も医師数の中へカウントをするという方向に変更をされましたので、93とい

う数字で現在86名。でも、来年はさらにプラス3ということも言われております。93の定数に対しまして89まで伸びる、まだ定数は確定しておりませんのですけども、そこまで増えていくわけです。そういう意味で、いかに三重大としても、もしくは地域の医療として、この総合医療センターの重要さというものが理解をされているのかということが言えると思います。

看護師にあっても同じように、先ほど述べたとおりでございます。

さらに、医療技師や事務部門にあっても、多くの努力を重ねていただいて、薬剤医療費などの節減についても、これまでの全適の中でしっかりと取り組んでいただいていたところではなかったのでしょうか。

このように改善傾向が顕著に見られる医療センターに対して、何ゆえ経営形態の変更という、そこに働く者のモチベーションを引き下げよう取組が必要なのか、まことに不思議であります。地元患者に聞くと、医療センター、変わるんやてね、市立病院へ移らなあかんのやろか、こんな不安の声まで聞こえてくる始末でございます。看護師に対する他の大手病院からの勧誘もあるやに聞いております。

これまでの地方公営企業法の全部適用の中で精いっぱい努力し、改善基調にある医療センターの経営形態の変更をなぜゆえ急ぐのか。冒頭に申しました舟橋県議の提案でございます。職員に対する身分等における詳細な説明も合意もない中、大きなリスクを抱える方向へなぜ進まなければならないのか。患者の不安をあおり、医療の危機を引き起こす可能性もあると考えますけれども、知事の明確な説明と御所見をお伺いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、総合医療センターにつきましては、今現在も、救命救急センターあるいは地域周産期医療センター、地域がん診療連携拠点病院などに指定もされておりますし、県民の皆様にとりましては、政策医療を提供する大変重要な役割を果たしてきておるところでございます、したいが、引き続き県立病院として医療機能をさらに充実をしていこうということが基本でございます。

しかしながら、いろんな状況、既にお話がありましたけれども、課題を抱えておるといふこと、それから、るるいろいろおっしゃいましたけれども、この基本方針の中にも、なぜ総合医療センターを独法化するのか、県立という県の責任を踏まえた上で、しかし、例えばがん診療についても、これは三重大学医学部の附属病院と連携をしまして、特色を明確にしながら役割をさらに引き上げ、県の医療水準の向上に貢献できる、そういう実は病院でもあるということ。それから、やはり県内の公立病院などでは医師不足が随分あるわけでございます。そういう意味では、臨床研修医とか、あるいはシニアレジデントの育成だとか、そういう定着を図っていく、そのためにも、この総合医療センターの果たす機能、役割は非常に高いものがあるわけでございます。

そういう意味では、全県的に医師不足が深刻な状況にある中で、この総合医療センターに係る人材育成については、期待が非常に大きくなっておるところでありまして、例えばポジティブスパイラルプロジェクトの中でも、バディーホスピタルという、いわゆる連携して基地病院が地域の病院に医師を派遣するとか、そういうことも頻繁にできるようにしていこうということをおねらっておるところでございます。

そういう意味では、総合医療センターは、県立病院として、その病院の機能をますます高めていくことができる、そういう可能性を持っておるところであります。病院の内部管理体制を見ますと、やはり指揮命令系統が十分に機能していないというようなこととか、特に独法化をすることのメリットによりまして、その病院長の責任と権限が明確になり、柔軟かつ迅速な対応ができるとか、あるいは給与体系や勤務条件、こういったことについても柔軟な対応ができる、採用についても柔軟な対応ができる、それから、県が定める中期目標というものを前提にしながら、しかし、県の単年度主義という状況ではありませんから、そういう意味では中長期的な観点から弾力的な経営ができるとか、それから、さらに、評価委員会というものを設置するということは、この病院経営について透明性がより進む、あるいは目的達成

度が明確になる、非常にいろんな観点からその経営意識とか医療サービスの向上につながっていくわけであります。

私は、藤田議員はそういうことをよく御承知の上で、そういうところを省いていろいろ御説明されておるのではないかな。例えば、先般常任委員会のほうで三重大の先生方を呼んで御意見を聞かれましたね。そのときにも、三重大の先生からも、独法化について、三重大自身の経験から非常にメリットもあるという御意見も出ておったように私は伺ってもおるところでございます。繰り返し申し上げますけども、地方独立行政法人化は、単に収支改善を目的としておるのではなくて、意思決定の迅速化や職員採用や会計処理の弾力化、非常に大きな独法化のメリットを最大限生かして運営体制を改善していく、そして、ひいては県全体の医療水準の向上に貢献する病院としてさらに充実をさせていこうということであります。

そういうふうな機能を発揮できる病院にこれからなっていくとすれば、職員のモチベーションが下がるはずはありません。私は、職員の皆さんが、仕事に対する誇りを持ち、そして、自信を持って、こういったこれからのよりグレードの高い総合医療センターをつくることに職員は意欲を燃やしながらか協力をしてくれるのではないかと、こういうふうに期待をしておるところであります。もちろん、こういったことにつきましては、今後職員の説明会の開催、あるいは法人の中期計画の策定、こういった中で職員の皆さんにも御説明申し上げ、また、積極的に職員の皆さんの参画も求めてまいりたい、こう思っております。当然、そういう経営にも参加をしていただくということになりますれば、看護師の中から副院長を持つてくるとか、技術職員の責任ある立場へ、技術職員の代表を副院長に持つてくるとか、いろんな仕組みもあわせて検討していくことによりまして、今ではできないことをさらに付加しながら、より機能を発揮することができるということでございます。

〔28番 藤田泰樹議員登壇〕

○28番（藤田泰樹） 後段の部分、議員席からも発言がありましたように、今でもできることではないのでしょうか。

現行の地方公営企業法の全部適用の中で、じゃ、やるべきことをすべてやってきたのですかということです。それともう一つは、この条例提案だとか予算提示の前に、今知事がおっしゃられたような、職員の方々のモチベーションを引き下げないための努力というものが済んでいるのかどうか。そのことなしに、先に提案があって、その中で、じゃ、これから議論しますというような順序立てていいのでしょうか。この辺のことを再度お伺いしたいと思います。答弁願います。

○病院事業庁長（南 清） 私のほうから、地方公営企業法の全部適用でできることはこれまでやってきたのかというお尋ねがありましたので、その点だけ先にまずお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、病院事業庁の取組というのは、評価というのはいろいろあるかと思っておりますけれども、県立病院は、平成11年度に地方公営企業法の全部適用に移りまして、それ以来、環境の変化に合わせて様々な経営改善ということでやってきました。具体的に申し上げますと、医師確保のために三重大学との連携を強化するとか、あるいは県外の大学へ医師派遣要請などを行う、それから、医師の手当の処遇改善をする、それから、看護師に対しましても、その離職対策のための職場環境改善や採用機会の柔軟化をする、それから、診療報酬の改定に柔軟な対応をするということで、臨床工学士あるいは精神保健福祉士、そういったものを病院事業庁が独自職種として採用する、こんな取組をさせてきていただいております。それから、特に高度医療あるいは二次、三次の救急医療を中心とした総合医療センターにおきましては、7対1の看護取得、それから、DPCの導入、こういうものは先ほど議員からも御紹介がございましたけれども、それ以外に、栄養サポートチームによります栄養管理、がん拠点病院としての化学療法の充実、こういったことで経営改善を行ってまいりました。

今後、病院事業庁といたしましては、こういう経営改善に努めますとともに、現在の医療機能を充実させまして、今後、その基本方針に沿って総合医療センターの独立法人化が進められたときには、円滑な移行ができるような対応はしてまいりたいと、こんなふう考えております。

○知事（野呂昭彦） 職員への説明ということでありますけれども、基本方針案等が出ました後も、病院改革のことについては、健康福祉部のほうから病院の職員に対しても何度か話をしに、説明しに行っておりまして、決して全く知らない状況で進んできたということではございません。

それから、実は、藤田議員にはぜひお願いしたいのは、今の総合医療センターよりももっといい機能を発揮できるような、そういったよりグレードの高い病院を目指したいのだ、それがいわゆるこの病院はどうなんだと言われたピンチに対するチャンスづくりでもあるわけであります。ただし、このことについてはいろんな大きな課題もあります。特にそれは職員の問題でございます。その職員の皆さんにも、そういう意味では十分に今後具体的に独法化するときには説明をしてみたいと思いますとともに、身分が変更になるというようなことにつきましては、例えば公務員のままで自分はもうずっといたいのだというような意思表示があれば、それはやはり公務員として行けるように保障していくというようなことも含めて、やっぱりこの身分保障の問題については最大限配慮をしてみたいと思っておりますが、私は、一方で、非常にグレードの高い病院になるということであれば、私は、進んで職員の皆さんも、一緒によりすばらしい病院づくりに参画をしていこうという気持ちになっていただけるのではないかなと、こう思っておるところであります。

〔28番 藤田泰樹議員登壇〕

○28番（藤田泰樹） 知事の病院改革への思いはよくわかります。しかし、今の段階でこのような提案の形で進めていきますと、リスクのほうが大きいと言わざるを得ないというふうに考えます。これからも様々な議会や県民の意見を受けて、その改革の方向に根差した新たな方向を認めることも考えていただくことを最後に要望して、次の課題へ行きます。

ちょっと時間が厳しくなってきましたが、3番目です。外国人との共生社会の実現に向けてです。

外国人との共生社会の実現において、特に就学期にあります子どもたちの問題について課題として質問させていただきたいと思っております。少し原稿のほ

う、細かい数字まで入れてあるんですけども、ちょっとはしょらせていただきます。

現下の厳しい雇用情勢の中にありまして、特に大半が非正規雇用で働いていた、ブラジル国籍をはじめとする特に南米系の外国からの労働者の実態は、想像よりも悪化していると言わなければなりません。先日執行部から提示がありました雇用情勢の推移でも、求職者数が、ピーク時から比べますと4分の1ぐらいにまで減っております。でも、この減った要因が何なのかと申しますと、日系帰国支援事業により帰国をされた方だとか、他県への移動をされた方、もしくは就労を他県で求められた方ということです。

一方、子どものほう、特に義務教育年齢にある子どもたちの就学を見ますと、昨年教育委員会が緊急雇用で調査をいただきましたが、集住7市の数字だけではありますけれども、子どもの数が3321人いたわけです。その中で、学校へ来ている子がほぼ3分の2、残りの約1000名弱の者が調査しなければならない、いわゆる学校に在籍していない子どもたちになりました。その中で、最終的に未就学になったのは13名です。残りの755名の子どもたちは、帰国したり、もしくは他県へ移動したりしていったわけです。この数字からも明らかなように、親の就労環境の大きな変化により、子どもたちも全く振り回されていると言わなければなりません。

特に私が危惧をしているのは、今の法制度では、外国の方は、その地域で外国人登録をされて初めて、それぞれの地域のシステムだとか、学校へ行く手当て等ができるようになっていきます。したがって、次のところへ移っていきましますと、そこで登録するまでの間は空白になるわけですね。向こうからの問い合わせがない限り、こちらからは返答をしません。したがって、学校間の連携というの、なかなか他県まで行ってしまいますと取りにくい。県下であればほとんどとれると思われまします。こういう子どもたちの教育というものに継続性を持つことができないような状況が生まれてきているわけでございます。

そこで、5点質問したいのですが、就学の確認についてであります。今回

の予算においても、外国人の就学を促進する支援員の設置を教育委員会のほうでしていただいております。これは大変重要なことだと思いますし、ぜひ継続的に調査を進めていただいて、把握できるものについては、よりいい形へ導いていただくようお願いをしたいと思います。

就学の継続性を保つための方向として、教育委員会としてどう考えているのかというのが1点目です。

2点目は、三重県は、初期指導教室など結構先進的に取り組んでいただいております。しかし、その三重県下にあっても、鈴鹿市が、早稲田大学と共同研究で、外国人教育について、特に日本語の話せない子どもたちの教育について先進的な取組を進めております。このことを三重県として県下へぜひ広めていただきたいと思いますが、この辺に対する取組はどうなっていますかということが2点目です。

3点目は、これだけの多くの帰国者が出ております。特に日本で生まれて育ったという子どもたちが結構いるわけですね、このごろ。もう長くなっていますので。この子たちに対する母語の指導というものがどうなっているのでしょうかということです。これは公的にやるのはちょっとどうなのかなと思いますけれども、NPOなどへの啓発も含めて取り組んでいるような方向、もしくはこれから取り組まれていこうとしているような方向があればお答えください。

4点目は、高校無償化の問題です。現在の様子ですと、外国からの子どもたちというのは、やはり言語の問題がありまして、定時制だとか通信制の学校へ通うケースが非常に多くなっております。この子どもたちに対して、きちんと無償化の方向性を取りつけることができるのですかという点。

それから、5点目は、もうこれは要望にしておきます。経営の厳しい外国人学校への教材費等の支援も打ち出していただいております。大変うれしいことだと思います。この問題につきましては、学校的な差別がないよう取り組んでいただくことを御要望しておきます。

以上4点についてお願いします。

〔安田 正生活・文化部長登壇〕

○生活・文化部長（安田 正） 私のほうからは、外国人の子どもたちの母国語の指導、帰国支援について、それと、各種学校が高校生授業料無償化の対象となるかというふうな点についてお答えをさせていただきます。

平成21年12月末の本県の外国人登録者数は4万9000人で、統計をとり始めました平成元年以来初めて減少し、特にブラジル人につきましては、前年から3000人減少するなど大きな変化をあらわしております。

お尋ねの母語教育につきましては、現在のところ、保護者の責任におきまして実施をされておりますが、その教育ニーズにこたえるために、ブラジル人学校等におきまして、本国の教育課程に基づいたポルトガル語での教育が実施をされております。

こうした中で、県では、私立外国人学校振興補助金等を交付することにより、学校を通じて間接的に母語教育の支援を行っていると考えております。

帰国支援につきましては、本県と姉妹提携を結んでおりますブラジルのサンパウロ州では、日本から帰国したものの、ポルトガル語が理解をできず、学習についていけない子どもが増加しておるということでございまして、同州では子どもの心のケアや母語の指導などを行うカエルプロジェクト事業を実施しておりまして、本県としても、情報共有を行い、県内帰国予定者に周知を行うなどの協力を行っているところでございます。

さらに、サンパウロ州との連携を強めるため、昨年11月に州の教育局と協議をいたしまして、三重県教育委員会が中心となりまして、帰国する子どもの教育情報を学校間で円滑に引き継ぐ方法を検討し、具体化していくこととなっております。また、三重県人会や都道府県人会連合会に働きかけまして、幅広い関係者が連携をいたしまして、子どもの教育支援に当たることについても合意を得ることができております。

こうした取組によりまして、幅広く日本語教師を招致することが可能となりまして、日本語教育センターとも連携した人的交流を通じまして、帰国した子どもの教育支援の体制の充実につなげてまいりたいと考えております。

国の高等学校等の授業料の無償化の趣旨につきましては、家庭の状況を問わず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるように社会全体で支援をしようとするものでございまして、具体的には公立の高等学校の授業料が無償化され、私立の高校生等につきましては就学支援金が支給されることになっております。

就学支援金の対象には、全日制高校のほか、通信制高校、高等専門学校などに在籍する生徒等が。

○副議長（野田勇喜雄） 答弁は簡潔に願います。

○生活・文化部長（安田 正） 含まれておりますが、外国人学校などの各種学校につきましては、今後、文部省令で対象となる学校が具体的に定められることとなりますので、注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野田勇喜雄） 答弁は簡潔に願います。

〔向井正治教育長登壇〕

○教育長（向井正治） 藤田議員の質問にお答えいたします。

不就学調査でございますが、調査では、ポルトガル語でございますとかタガログ語でございますとか、外国の方の母語を話せる調査員が個別に家庭訪問を繰り返しまして調査いたしました。その結果、家庭状況を詳しく調べることができました。

一方、課題もございます。議員御紹介のように、755名の方が登録した住所に住んでいないということで、非常に子どもたちの就学状況を正確に把握することは難しいということが明らかになっております。これは、県、市町ではなかなか難しいことではございますが、これにつきましては、外国人の居住状況を正確かつ継続的に把握できる、在住管理制度が国において新たに導入されると聞いております。このことで子どもたちの状況をよりの確に把握できるようになると期待しております。

教育委員会といたしましては、引き続き外国人の子どもたちの就学状況を継続的に把握するとともに、市町教育委員会と連携しまして、外国人の子

もたちを受け入れる学校の取組を支援していきたい、就学の促進を図っていききたいと考えております。

二つ目のことですが、鈴鹿市の取組に関しましてでございます。

鈴鹿市の取組についてでございますが外国人の子どもたちにつきましては、いわゆるコミュニケーション言語にとどまらずに、学習言語のレベルにまでその日本語の力を高めていくということが必要でございます。

こういった中で、鈴鹿市の取組でございますが、議員からも御紹介がありました早稲田大学と連携しました取組が進められております。この取組につきましては、児童・生徒の日本語能力を体系的に把握して、その能力に合った日本語指導を効果的に行うということで大きな成果を上げております。この成果につきましては、国におきましても、日本語指導のモデルとして大いに注目されております。

教育委員会といたしましては、この取組をさらに日本語教育の指導の手引きとか、各学校の外国人児童・生徒教育の研修会等を通しまして県内に広めていきたいと考えております。

また、同じ取組につきましては、高等学校におきましても鈴鹿市の取組を参考に様々な指導方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

高校の授業料の無償化についてでございますが、今現在、国で法案の審議中でございますが、定時制、通信制の外国籍の生徒の場合の授業料無償化については、今国では整理はまだでございますが、これまでの国の説明を見ますと、同様に不徴収の対象になるものとされております。あわせてお答え申し上げます。

以上でございます。

〔28番 藤田泰樹議員登壇〕

○28番（藤田泰樹） どちらか一方で答えていただければ済んだように思いますが、今のは。

4点目、幹線道路網の整備についてのお話をしたかったですけれども、ちょっと時間がもう参っておりますので、割愛をさせていただきます。

要は、北の整備がなかったら、南の整備が幾ら進んでも、誘客とか、それから人の流れというものをつくり出すことはできない。だから、北のほうのやつをしっかりとこれから進めていってほしいという御要望にかえさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

休 憩

○副議長（野田勇喜雄） 本日の質問に対し関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時16分開議

開 議

○議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（三谷哲央） 質問を継続します。

最初に、山本教和議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。20番 中嶋年規議員。

[20番 中嶋年規議員登壇]

○20番（中嶋年規） 地元の大先輩であります山本教和議員の県立志摩病院の質問に関しての関連質問をさせていただきます。

今でも、私自身も、県立県営が望ましいと思っております。私自身も元県職員でございましたし、県職員としての身分を失うであろう現の職員の皆さんの不安ということも感じるところでありますが、しかしながら、知事からもるる御説明があったように、まさに待ったなしの状況であるということは、すべての人たちの共通認識になりつつあると思っています。

2月20日にやっていただいた説明会においても、山本議員のほうからもその声を御紹介いただいたところですが、本当に様々な意見がある中で、やはり志摩病院に対する期待、その大きさ、それがゆえに現状と期待とのギャップに対する怒り、それから、このままでは本当に医療崩壊がさらに進んで、医療が破綻してしまうということへの不安、そういったことから、本当に今すぐ何らかの取組をしないことには無理だというふうな認識にあると思います。

そういった中、知事の今日の答弁の中で、志摩病院の改革後の姿としては、救急、小児、産科など地域に期待される医療を提供できるようにし、三重南部の僻地医療の中心を担う、全国からも注目されるような病院へと、ピンチをチャンスに生かして改革していきたいんだというお言葉をいただきました。その言葉をやっぱり飾り言葉にしてはいけないと思う次第であります。

そういった中、山本議員のほうからも、地元的意思、県議会の意思、住民の意向、関係者の理解・協力、こういったことを踏まえて協定を締結していくということが求められているということは私も全く同感でございまして、そのために今議論しています指定管理条件というもの、これをいかに考えていくかということが重要だと思います。

そこで、1点目ですけれども、この指定管理条件、今骨格案ということでございますが、今後どのようなプロセスで考えていくのか、いただいた工程表ですと非常にばくっとしておりまして、どのようなプロセスで、特に住民、それから、市だとか市議会、志摩医師会、三重大学、そして私ども県議会など、こういった私どもの意見をどう反映していこうとされていらっしゃるのかということをまずお聞きしたいと思います。

2点目は、そういった議論を詰めて指定管理条件を詰めた、そして募集をかけた。けれども、その応募がなかった場合、指定管理条件を見直して再募集をしていくという考えがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

さらに3点目なんですけど、今、来年度予算の議論の中で、観光戦略として

教育旅行の誘致を図る等のお話をいただいております。志摩地域は、御承知のとおり、観光が主要な産業でございまして、その観光の振興だとか、観光の戦略の観点から、現在の志摩病院の状況、機能をどのように評価されているのか。また、今後の志摩病院に期待する機能、観光戦略の面から見て期待する機能は何なのか。

この3点について御答弁いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○知事（野呂昭彦） まず、第1点のこれからの指定管理条件をどのようなプロセスで考えていくかということでございます。

先般、指定管理条件の骨子案をお示しさせていただいたところでございますけれども、この骨子案につきまして、これは今の議会もそうでありまして、それから、住民説明会等でもいろいろ御意見をいただく中で、十分留意をして、早急にこれはやっていかなきゃいかんと思っています。特に地元からは、私は今、もうあと2年などというような状況が待てるのかどうなのか。もう一刻も早く指定管理者に移行してほしいというような、そういった声も感じ、受けとめておるところでございます。

したがいまして、6月会議のころを目途に、募集要項、これ、仮称で使っておりますけど、募集要項という形でお示しをしたいと考えております。あわせまして事業者の公募を行っていくということになります。

また、設置を予定しております選定委員会でございますけれども、これには関係機関、それから住民の代表の方々にもどういう形、構成になるかわかりませんが、加わっていただきながら御意見を伺い、そして、手続を進めていきたいと、こう思っておるところでございます。

それから、事業者の選定についてでございますが、これもできるだけ早くやっていかなければならないと思っております。したがいまして、9月会議を目途に選定過程の状況、いわゆる応募状況等も含めてであります。これを報告することにしたいと考えております。

そして、この時点で、より具体的な診療体制等についても、いわゆる応募をしてきたところから提示をされてきたもの、こういったものについてもお

示しをできるのではないかと、こういうふうを考えておるところでございます。

それから、2点目に、県が示す条件に合致せずに応募がなかった場合にどうなのかと、こういうことでございますが、私はそうならないことを期待しておりますし、そうなると思いつつも、やはり今後そういう条件に合致せずに、万が一応募がなかったということになりますれば、その応募がなかった原因について分析をいたしまして、再募集等についての検討を行っていく必要があると、こういうふうと考えておるところであります。

それから、観光政策との絡みでありますけれども、志摩地域、今、宿泊客も含めまして年間400万人を超える観光客が訪れております。三重県の代表的な観光地でございますから、その観光客が、万が一けがをしたとか、あるいは急病になった場合ということにつきましては、やはり志摩病院がその中心的な役割を果たすものであると思っております。

現在、指定管理者制度の導入を検討しておりますけれども、観光面から考えましても、例えば、土日の休日であるとか、あるいは夏休み等、こういったときにおきます救急医療体制を含めた機能充実を図っていくことが大事でございます。もちろん、その際に、地元の医師会等医療関係者とも十分に協議をし、そういった体制を詰めていくということが必要になると、こう考えております。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

○20番（中嶋年規） 短い時間ですが、よくわかる御説明ありがとうございました。

観光の話を出ささせていただいたのは、やはり県立病院という、一つの志摩病院という、部分最適はもちろんなんですが、先ほどの青木議員のお話にもあったように、やっぱり地域の全体最適の観点からもぜひともそういう取組を、健康福祉部だけの問題ではないということで、ぜひとも観光局のほうにも意識を持っていただきたいということも含めて御質問させていただきました。

本当に今、犯人探しだとか、悪者探し、何でこうなってしまったんだとい

うことをやっている余裕は全くないというのが地域に住む我々の気持ちでございます。志摩地域の医療を守るため、県民の命を守るために、迅速かつ的確な取組によって安心感を実現していただきますようお願い申し上げまして、関連質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（三谷哲央） 次に、藤田泰樹議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。26番 日沖正信議員。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

○26番（日沖正信） それでは、早速、お許しをいただきましたので、藤田泰樹議員に関連いたしまして質問をさせていただきたいというふうに思いますが、藤田泰樹議員の県立博物館整備についての部分での関連をさせていただきます。

私は、この関連質問の中で、一部藤田議員のお話の中でも触れていただきました藤原岳自然科学館の今の状況を通して、県が言われます新県立博物館基本計画の中での地域博物館とか県内博物館とかの連携、ネットワークというものの考え方が、本当に真摯に、熱意ある考えのもとに、姿勢のもとに記されているのかということをお聞かせいただきたいのです。

藤原岳自然科学館と申しますと、大変ローカルな施設でございまして、恐らく担当される部署なり、また、議員の皆様でも余り御存じない方も当然あるというふうに思います。ローカルな話をこの議場の場で申し上げるのは本意な部分もあったんですけども、あえてこの現状を通してお聞かせいただくわけなんですけれども、一部藤田議員のお話の中にも出していただきましたけれども、この藤原岳自然科学館という施設は、環境森林部では当然、所管でございますので御案内のように、環境森林部の所有になります登山者のための休憩施設をお借りいたしまして、当時の、合併前の藤原町の時代から、もう恐らく、さかのぼると40年近くになるんだろうというふうに思いますけれども、地域の中で、その施設をお借りしながら、もちろん県と博物館利用ということの協議書も交わしながら、これまで地道に藤原岳の自然の学習、また、貴重な資料の保存、展示を含めてはぐくまれてきて、自然科学

系の博物館としては県内唯一で、そして、藤田泰樹議員も貴重な資料があるということで、資料の散逸についての危惧から質問されたわけですが、そういう資料も含めてこれまで築かれてきた施設でございまして、その貴重な施設として認識される利用者なり、県民の方々から、今、耐震化診断の結果、環境森林部からは、老朽化ということも含めて、もうこれは取り壊すんだ、もうこれで終わるんだということで、来年度以降はどうも使えないということで、これを運営されるいなべ市さんが困惑されておる状況なんです、今現在は休館ということで、見学することすらかなわない現状があるわけでございます。

基本計画では、県内博物館の連携ネットワークをつくり、生かすことにより、県全域が丸ごと博物館となるような活動を展開するんだということで、その細かな表現の中には、活動基盤が十分でない県内博物館等への支援の取組も進めますというような、こういう具体的な表現も盛り込まれておるわけなんですけれども、今、県からお借りしております休憩施設が、そういう耐震基準を満たしていないという現状の中で、もうこれで県は終わりなんだということで言われるわけなんですけれども、運営するいなべ市としては、これまで協議書を交わしながら県と一緒に築いてきたこれは施設じゃないかと。ぜひ一緒に考えていただいて、何とか再開して、またこの価値を理解していただける、また利用していただける県民の皆さん方に喜んでいただこうじゃないかということを一生涯訴えてもらうわけなんですけれども、とにかく環境森林部としては、もうこれでこの施設は耐震化も図るつもりもないし、よかったら払い下げますからどうぞという、私にとりましては突き放したような対応をしていただいております。

また、そういうことを踏まえて、博物館を所管される生活・文化部のほうでは、何の支援策もないしということで、問わせていただいても全く、まあ、なかなか策もないということで関心を示していただけないように私どもとしては感じられるわけございまして、こういう小さな施設でございますけれども、本当にこういう地域の中で地道に築いてきたものがこういう状況にあ

るということを、やっぱりもうちょっと真剣に、一緒にもう一度再開するために取り組んでいこうじゃないか、汗をかいていこうじゃないか、知恵を出していこうじゃないかというやっぱり姿勢は示していただきたいな。これでこそ、本当に我々もこの博物館構想の中で県に対して信頼を持てることになるんじゃないかなというふうに、改めてこの機会を通して訴えさせていただくわけでございます。

これまでに、非公式の間ではございますけれども、もう何度か意見は私なりにやりとりをさせていただきましたので、県としては、できるだけこのことは避けたいというような姿勢は承知させていただいております。この場で単刀直入にお聞きするのは、こういう立派な県立博物館の基本計画というものをして、地域博物館、県内博物館との連携というものをうたっておいても、こういう事象については知らぬ存ぜぬ、もう市は市のことだということで、そういう方向で行くんですねということを再度この機会に確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○環境森林部長（渡邊信一郎） この施設につきましては、先ほど議員から御説明がありました経緯がございまして、特にまた、進入路の用地の問題等もございまして、私どもとしては、いなべ市と引き続きこの施設のあり方について協議を進めてまいりたいと思っております。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

○26番（日沖正信） 生活部のほうではどこまで把握いただいておりますのかわかりませんが、この博物館活動というものを所管する生活部さんとして、今のこの現状を聞いていただいて、これからの連携した博物館構想の一環の中でお答えをいただきたいというふうに思うわけですが、お願いします。

○生活・文化部長（安田 正） 先ほども藤田議員にお答えさせていただきましたように、県立博物館としての役割はそれなりにお答えさせていただきました、やっぱり地域の資産の保全を第一に考えて、県立博物館や関係機関と

の連携、役割分担のもと、最善の措置を講じるというふうを考えておりました、具体的に、当事者であります藤原の自然科学館のほうから何をどういうふうにしたい、そういうふうなお話がまだ十分上がってきておりませんので、そういうお話があれば、原則論に沿いましてきちっと考えていきたいと思っております。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

○26番（日沖正信） もう時間でございますので、終息しますけれども、生活・文化部長、何をどうしたいというのであれば、また相談に乗っていただけるようでございます。ぜひお願いしたいのですが、今までの経過は、門前払いのような、とにかく聞く耳持たんというような姿勢があったものですから、なかなか県と地元の教育委員会とか、また、関係者とかの間でお互いが見合ったような状況で進まなかったんですけれども、今生活・文化部長が答弁いただいたことが本当であれば、ぜひ一遍考えていただきたいというふうに思っております。これがこれからの県民の利益につながることだと思っておりますので、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三谷哲央） 同じく、藤田泰樹議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。15番 中村 勝議員。

〔15番 中村 勝議員登壇〕

○15番（中村 勝） 鳥羽市選出の中村勝でございます。藤田泰樹議員の県立病院改革に関連して、質問をさせていただきます。

これまでの県立病院改革の議論を聞いておまして、率直な疑問があります。それは、なぜあらしに家を建てるのかということであります。あらしには、窓やかかわら、そういったものが吹き飛ばされないように補強をするというのが最善策であろうかというふうに思います。あらしというのは、医師不足というあらしであります。あらしはまだまだ続きます。志摩地域の県民の命を守る志摩病院という家は、暴風に吹き飛ばされ、堤防が決壊して、床上浸水になっているのが現状だというふうに思っております。指定管理者とい

う避難所へ行く前に流されてしまうのではないかと。今必要なことは、県の責任で、医師という救助の船を出すことではないかというふうに思います。

医学部定員は、ようやく政権交代もあって、来年度の定員は全国で8846人になります。最小のピークから1221人増える。三重大学医学部でも、地域枠ができたのが平成18年。定員が100名から110名に増えたのが19年。この春は125人になります。県でも、医師就学資金貸与制度などを拡充して、医師確保対策に大きな予算を計上しております。しかし、これらは、いつも知事がおっしゃるように、新県立博物館建設と同じで、未来への投資なんです。医学部生が医師になって、病院勤務になるまでは、少なくとも10年かかると言われております。効果があらわれるのは、早くても平成二十七、八年ごろではないかなというふうに思います。

知事は、志摩病院は、今年中にも崩壊の危機を迎えるかもしれないとおととい答弁をされました。危機は、私の知る限りでは平成18年ごろから続いているのではないかとこのように思っております。医師確保対策は、未来への投資と同時に現在の危機に対応するものでなければならない。現在の県立病院の最高責任者は知事であります。この医師不足のあらしの中で、平成24年まで志摩病院がもつのかという率直な疑問がございます。指定管理者制度にエネルギーを費やしている間に病院は崩壊をして、県民の命がおろそかにされる、それでいいのかというふうに思っております。

私の義理の父が志摩病院に年末からこの前まで入院させていただいていました。入院患者やその家族は、4月になるとだれだれ先生がやめていかれるといううわさをしておるそうであります。病院はなくなって、入院患者も転院になるのではないかとこの強い不安を抱いております。私が議員にならせていただいて2年目の平成18年10月10日に、県議会の予算決算特別委員会で、当時の田川志摩院長が証言をしております。三重大学は、県南地域の志摩・尾鷲・紀南病院を地域3病院に指定し、医師の確保を重点的に行っている。しかし、この3病院が話し合ったが、地域医療は崩壊してからでないかと直らない。病院がつぶれてパニックにならないと、みんな本気になって地域医療

を考えない。病院の医師は信念を持って頑張っている。しかし、物理的に無理なんだ。年老いた医師は、老健などの楽な施設になろうとする。中堅の医師はお金が欲しい。子どもの教育に困るが、田舎なのでは言うておりませんけども、お金をかけてやることができない。若い医師は、1年のうちで2日か3日、休みが欲しい。彼らは、ある期間、都会へ行って勉強がしたい。行ってこいと言いたいが、かわりの医師がいない。この1年で五、六人やめていくだろうと、平成18年に証言をしておるわけであります。

志摩病院は、朝の山本議員の資料でも、平成18年、初期診療医を除けば32人の常勤医師がおりました。今は26人であります。その上に、たった1人の小児科の常勤医師がやめていかれるということでもあります。志摩病院の常勤医師がなぜやめていったのか、一人ひとりの理由はあろうかというふうに思いますけども、その原因についてお聞きをしたいと思いますし、いろいろな理由があったんでしょうけれども、こういう状況だから何とか慰留、残ってくれと、こういうことは頼んだらと思うんですけども、燃え尽き症候群の中でどうしてもやめられた方もおると思いますけども、その辺の状況について教えていただきたいと思います。

○知事（野呂昭彦） 一部担当部ないしは病院事業庁からお答えしたいと思いますけれども、まず最初に、医師不足というあらしの中で、なぜ家を建てかえるのかという、こういうお話でありましたが、私は、知事として、三重県全体の地域医療にも大変大きな責任を持っておる立場であります。同時に、県立病院につきましては設置者ということでもあります。その設置者である県が、責任を持ってこの志摩病院についてどう立て直していくのか。実は、今回のあらしは、そのあらしで今ある家がもう壊れるような状況になってきておるものですから、したがって、今度はそれを指定管理者という、そういう工法でもって建て直す。しかし、これは県が設置をする県立病院には違いありませんから、そういう意味では、より県が責任を持って、この危機を乗り越えていこう。しかも、指定管理者という、少し今までと違う様式の建て方にするのはなぜかといえば、こういうピンチを何とかチャンスに結びつけら

れる、そういう夢をこの工法によって持つことができるからであります。改めて御理解をいただくようお願いをしたいと思います。

それから、あと、病院の医師がなぜやめていったのかとか、そういうふうなことについて、病院事業庁のほうから答えていただきます。

○病院事業庁長（南 清） 二つ目の御質問といたしまして、志摩病院が平成24年度までもつのかということでございますけれども、今現在、一般病床につきましては、許可病床が250に対して170しか稼働していないとか、あるいは産婦人科、神経内科が休診になっている。それから、小児科、脳神経外科が外来のみ。それから、365日の二次救急ができていないというのが現状でございますけれども、その原因が、医師の確保が十分にできていないということにあるわけですが、24年までどうするかということにつきましては、私も、病院長も、全力を尽くして医師確保に努めたいということでございますけれども、もう一つ、こういうことを招いた原因の、医師がやめていったのはなぜか、慰留はできなかったのかということでございますが、医師が減っていった原因というのは幾つかございまして、一つは、皆さんがおっしゃってみえます、いわゆる研修医制度が変わって、医局へ医師が集中をしたということがございますし、それから、脳神経外科とか、あるいは産婦人科あたりは、大きな病院に機能を集約するということがあって、医師を集約されたということがございます。それから、家庭の事情で、家を引き継ぐということで開業されるということで行かれたり、あるいは自分のスキルを上げるために違う病院を目指して行かれたということがございます。そういうことをいろいろ勘案する中で、私も病院事業庁として、あるいは前の管理者もそうでございますが、病院長も含めて慰留をさせていただきましたけれども、それぞれやっぱり理由がございまして、なかなか慰留ができていなかったということでございます。

それで、今後とも。

○議長（三谷哲央） 答弁は簡潔に願います。

○病院事業庁長（南 清） 病院事業庁として、三重大学、それからほかの医

系大学を含めまして、いろんなどころから医師確保をしたいと思います。

〔15番 中村 勝議員登壇〕

○15番（中村 勝） 時間がありません。済みません。

日本は医師不足なんですね。いろんなどころを回られたという答弁もありましたけども、どこへ行っても、それは医師不足なので、なかなか来てもらえないというのは、これは当たり前前のクラッカーなんです。私は、イギリスでこういうことが、医師不足があったんです。そのときは、医者を増やすか、あるいは外国から医者呼んでくるか、あるいは外国へ病人が行くか、これしかない。知事がドイツへ行かれていますけども、例えば東南アジアへ行ったら、この志摩病院の医者を、小児科の医者やとか、あるいは内科の医者やとか、こういうのを連れてくることはできないのかというふうに思う。それぐらいの私は危機だというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。要望して終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（三谷哲央） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

議 提 議 案 の 上 程

○議長（三谷哲央） 日程第2、議提議案第1号三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（三谷哲央） 提出者の説明を求めます。43番 西塚宗郎議員。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

○43番（西塚宗郎） ただいま議題となりました、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提出者を代表して提案説明申し上げます。

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条

例は、県行政に係る基本的な計画の策定について、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件と定めることにより、自主性に富み、総合的で透明性の高い県行政の一層の推進を図ることを目的として制定されたものであります。このたびは、議会における審議及び議決を通じて、当該計画へ県民の意思を一層反映させるとともに、議会の審議の活性化を図り、県民の負託に対する責任を果たすべきと認識し、見直しを行うものであります。

次に、改正の概要について御説明申し上げます。

改正案においては、第1に県の総合的な計画については、県政の基本となるもの、かつ県民の関心の高いものであり、計画期間が中長期的なものを議決対象とすることとしました。

第2に、総合的な計画以外の計画については、計画によって県民に与える影響など当該計画の内容にかんがみて、県行政において特に重要な計画と認められるものを議決対象とすることとしました。

第3に、議決対象となった計画の変更の際し、軽微な変更の場合は議決を要しないこととしました。

以上が、本条例案の提案説明であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（三谷哲央） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。明27日から3月1日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明27日から3月1日までは休会とすることに決定いたしました。

3月2日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。
午後3時48分散会